

第六十一回国会 建設委員會議録第七号

昭和四十四年三月十四日(金曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君

理事 大野 明君

理事 草野 一郎平君

理事 井上 普方君

理事 吉田 之久君

伊藤宗一郎君

稻村左近四郎君

丹羽喬四郎君

廣瀬 正雄君

堀川 恭平君

山口 敏夫君

島上善五郎君

渡辺 惣蔵君

北側 義一君

池田 清志君

進藤 一馬君

葉梨 信行君

古屋 亨君

森下 國雄君

金丸 徳重君

福岡 義登君

小川新一郎君

坪川 信三君

信三君

菅野和太郎君

宮崎 仁君

渡辺 栄一君

志村 清一君

川島 博君

建設省道路局長 養輪健二郎君

建設省住宅局長 大津留 温君

委員外の出席者

専門員 曾田 忠君

第一類第十二号

建設委員會議録第七号 昭和四十四年三月十四日

三月七日

委員加藤常太郎君辞任につき、その補欠として山口敏夫君が議長の名で委員に選任された

た。

三月十一日

国道一六号線八王子市稲荷坂通りの拡幅に関する請願(小山省二君紹介)(第一八八二号)は本委員会に付託された。

三月六日

研究学園都市移転年次計画の早期確立等に関する陳情書(茨城県議会議員長堀山静六)(第一七一七号)
明石・鳴門架橋促進に関する陳情書外十一件(兵庫県三原郡緑町議会議員長納三郎外三十九名)(第一七二二号)
同外一件(兵庫県宍粟郡山崎町議会議員長太田耕一外九名)(第二二四号)
道路の新設改良費等増額に関する陳情書(和歌山県議会議員長笹野勇)(第一七三三号)
近畿自動車道泉南海南線の建設に関する陳情書(和歌山県議会議員長笹野勇)(第一七四四号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

公聴会開会承認要求に関する件

地価公示法案(内閣提出第六二二号)

公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
建設行政の基本施策に関する件

○始関委員長 これより会議を開きます。

地価公示法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。坪川建設大臣。

地価公示法案
地価公示法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 地価の公示の手続(第二条―第七条)

第三章 公示価格の効力(第八条―第十一条)

第四章 土地鑑定委員会(第十二条―第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条―第二十六条)

第六章 罰則(第二十七条―第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市及びその周辺の地域において、標準地を選定し、その正常な価格を公示することにより、一般の土地の取引価格に対して指標を与え、及び公共の利益となる事業の用に供する土地に対する適正な補償金の額の算定等に資し、もつて適正な地価の形成に寄与することを目的とする。

第二章 地価の公示の手続

(標準地の価格の判定等)

第二条 土地鑑定委員会は、建設省令で定める市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。内の標準地について、毎年一回、建設省令で定めるところにより、二人以上の不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行なつて、一定の基準日における当該標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定し、これを公示するものとする。

2 前項の「正常な価格」とは、土地について、自由な取引が行なわれるとした場合におけるその取引(農地、採草放牧地又は森林の取引(農

地、採草放牧地及び森林以外のものとするための取引を除く。)を除く。)において通常成立すると認められる価格(当該土地に建物その他の定着物がある場合又は当該土地に関して地上権その他当該土地の使用若しくは収益を制限する権利が存する場合)は、これらの定着物又は権利が存しないものとして通常成立すると認められる価格)をいう。

(標準地の選定)

第三条 前条第一項の標準地は、土地鑑定委員会が、建設省令で定めるところにより、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において、土地の利用状況、環境等が通常と認められる一団の土地について選定するものとする。

(標準地についての鑑定評価の基準)

第四条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、第二条第一項の規定により標準地の鑑定評価を行なうにあつては、建設省令で定めるところにより、近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、近傍類地の地代等から算定される推定の価格及び同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額を勘案してこれを行なわなければならない。

(鑑定評価書の提出)

第五条 第二条第一項の規定により標準地の鑑定評価を行なつた不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、土地鑑定委員会に対し、鑑定評価額その他の建設省令で定める事項を記載した鑑定評価書を提出しなければならない。

(標準地の価格等の公示)

第六条 土地鑑定委員会は、第二条第一項の規定により標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定したときは、すみやかに、次に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 標準地の所在の郡、市、区、町村及び字並
びに地番
二 標準地の単位面積当たりの価格及び価格判
定の基準日
三 標準地の地積及び形状
四 標準地及びその周辺の土地の利用の現況
五 その他建設省令で定める事項
(公示に係る事項を掲載した書面等の送付及び
閲覧)

第七条 土地鑑定委員会は、前条の規定による公
示をしたときは、すみやかに、関係市町村(都
の特別区の存する区域にあつては特別区、地方
自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百
五十二條の十九第一項の指定都市にあつては
当該市の区、次項において同じ。)の長に對し
て、公示した事項のうち当該市町村が属する都
道府県に存する標準地に係る部分を記載した書
面及び当該標準地の所在を表示する図面を送付
しなければならない。

2 関係市町村の長は、政令で定めるところによ
り、前項の図書を当該市町村の事務所において
一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 公示価格の効力
(不動産鑑定士等の土地についての鑑定評価の
準則)

第八条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、第
二条第一項の市街化区域内の土地について鑑定
評価を行なう場合において、当該土地の正常な
価格(第二条第二項に規定する正常な価格をい
う。)を求めるときは、第六条の規定により公
示された標準地の価格(以下「公示価格」とい
う。)を標準としなければならない。

(公共事業の用に供する土地の取得価格の算定
の準則)
第九条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百
十九号)その他の法律によつて土地を収用するこ
とができる事業を行なう者は、第二条第一項の
市街化区域内の土地を当該事業の用に供するた
め取得する場合(当該土地に関して地上権その

他当該土地の使用又は収益を制限する権利が存
する場合においては、当該土地を取得し、か
つ、当該権利を消滅させる場合)において、当該
土地の取得価格(当該土地に関して地上権その
他当該土地の使用又は収益を制限する権利が存
する場合においては、当該権利を消滅させるた
めの対価を含む。)を定めるときは、公示価格
を標準としなければならない。

(収用する土地に対する補償金の額の算定の準
則)
第十条 土地収用法第七十一条の規定により、第
二条第一項の市街化区域内の土地について、当
該土地に対する同法第七十一条の事業の認定の
告示の時に於ける相当な価格を算定するとき
は、公示価格を標準として算定した当該土地の
価格を考慮しなければならない。

(公示価格を標準とするこの意義)
第十一条 前三条の場合において、公示価格を規
準とするときは、対象土地の価格(当該土地に建
物その他の定着物がある場合又は当該土地に関
して地上権その他の当該土地の使用若しくは収益
を制限する権利が存する場合に於ては、これら
の定着物又は権利が存しないものとして成立する
と認められる価格)を求めるに際して、当該対象
土地とこれに類似する利用価値を有すると認め
られる一又は二以上の標準地との位置、地積、
環境等の土地の客観的価値に作用する諸要因に
ついての比較を行ない、その結果に基づき、当
該標準地の公示価格と当該対象土地の価格との
間に均衡を保たせることをいう。

第四章 土地鑑定委員会
(設置)
第十二条 この法律及び不動産の鑑定評価に関す
る法律(昭和三十八年法律第五十二号)に基
づく権限を行なわせるため、建設省に、土地鑑
定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
(所掌事務)
第十三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとす
る。

一 地価の公示に関すること。
二 不動産鑑定士試験に関すること。
三 その他法律(これに基づく命令を含む。)の
定めるところにより委員会の権限に属させ
られた事項を処理すること。
2 委員会は、その所掌事務を行なうため必要が
あると認めるときは、関係行政機関の長及び関
係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開
陳、説明その他必要な協力を求めることができ
る。

(組織)
第十四条 委員会は、委員七人をもつて組織する。
2 委員のうち六人は、非常勤とする。

(委員)
第十五条 委員は、不動産の鑑定評価に関する事
項又は土地に関する制度について学識経験を有
する者のうちから、両議院の同意を得て、建設
大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合
において、国会の閉会又は衆議院の解散のため
に両議院の同意を得ることができないときは、
建設大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に
定める資格を有する者のうちから、委員を任命
することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会に
おいて両議院の事後の承認を得なければならない。
この場合において、両議院の事後の承認が
得られないときは、建設大臣は、直ちに、その
委員を罷免しなければならない。
4 次の各号の一に該当する者は、委員となるこ
とができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で
復権を得ないもの
二 禁錮以上の刑に処せられた者
5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 委員は、再任されることができる。
7 委員は、第四項各号の一に該当するに至つた
場合においては、その職を失うものとする。

8 建設大臣は、委員が心身の故障のため職務の
執行ができないと認めるとき、又は委員に職務
上の義務違反その他委員たるに適しない行為が
あると認めるときは、両議院の同意を得て、こ
れを罷免することができる。

(委員長)
第十六条 委員会に委員長を置き、委員の互選に
よつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す
る。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその
指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)
第十七条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席
がなければ、会議を開き、議決をすることがで
きない。
3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決
し、可否同数のときは、委員長の決するところ
による。

4 委員長に事故のある場合の第二項の規定の適
用については、前条第三項に規定する委員は、
委員長とみなす。
(委員の服務)
第十八条 委員は、職務上知ることのできた秘密
を漏らしてはならない。その職を退いた後も、
同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の
役員となり、又は積極的に政治運動をしてはな
らない。
3 常勤の委員は、在任中、建設大臣の許可のあ
る場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事
し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益
を目的とする業務を行なつてはならない。
(委員の給与)
第十九条 委員の給与は、別に法律で定める。

(庶務)
第二十条 委員会の庶務は、建設省計画局におい
て処理する。

(政令への委任)
第二十一条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(土地の立入り)

第二十二條 委員又は委員会の命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第二條第一項の規定による鑑定評価若しくは価格の判定又は第三條の規定による標準地の選定を行なうために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができ

る。
2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。
4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
6 第二項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 前項に規定する証明書の様式は、建設省令で定める。
(土地の立入りに伴う損失の補償)

第二十三條 建設大臣は、前條第一項の規定による立入りにより他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、建設大臣と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、建設大臣又は損失を受けた者は、建設省令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができる。
(秘密を守る義務)

第二十四條 第二條第一項の規定により標準地の鑑定評価を行なつた不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、その鑑定評価に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
(鑑定評価命令)

第二十五條 委員会は、第二條第一項の鑑定評価のため必要があると認めるときは、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に対し、標準地の鑑定評価を命ずることができ

る。
2 前項の規定に基づく命令により標準地の鑑定評価を行なつた不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に対しては、建設省令で定めるところにより、旅費及び報酬を支給する。
(不動産の鑑定評価に関する法律の特例)

第二十六條 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が第二條第一項の規定により行なう標準地の鑑定評価については、当該標準地の鑑定評価は、同法第二條第二項に規定する不動産の鑑定評価に含まれないものとする。

第六章 罰則

第二十七條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二條第一項の規定による標準地の鑑定評価について、虚偽の鑑定評価を行なつた者
二 第二十四條の規定に違反して、標準地の鑑定評価に際して知ることのできた秘密を漏らした者

第二十八條 第二十二條第五項の規定に違反して、同條第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十九條 第二十五條第一項の規定により標準地の鑑定評価を命ぜられた者が、正当な理由がなく、鑑定評価を行なわな

附則

1 この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。ただし、第十五條第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。
(施行期日)

(最初に行なう地価の公示等の特例)

2 建設省令で定める都市計画区域で、昭和四十五年一月一日までに都市計画法第七條第一項の規定による市街化区域(以下「市街化区域」という)が定められていないものについては、当該都市計画区域に係る市街化区域が定められ、当該市街化区域の標準地について第六條の規定による地価の公示がされるまでの間、当該都市計画区域に係る用途地域(都市計画法第八條第一項第一号に規定する用途地域をいう)を第二條第一項の市街化区域とみなして、この法律の規定を適用する。

3 この法律の施行後最初に行なう第六條の規定による地価の公示は、この法律の施行の日から起算して十月をこえない範囲内において建設省令で定める日とするものとする。
(最初の委員の任命)

4 この法律の施行後最初に任命される委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十五條第二項及び第三項の規定を準用する。
(建設省設置法の一部改正)
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三

号)の一部を次のように改正する。

第三條中第十八號の四を第十八號の五とし、第十八號の三の次に次の一號を加える。

第十八號の四 地価公示法(昭和四十四年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四條第三項及び第四條の二第三項中「第十八號の四」を「第十八號の五」に改める。

第十條第一項の表中

不動産鑑定士審査會	不動産鑑定士試験並に特別試験に合格した者又は不動産鑑定士補に對する懲戒処分について建設大臣の意見を述べること。
-----------	---

土地鑑定委員會

地価公示法及び不動産の鑑定評価に關する法律に基づく権限を行なうこと。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)
特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。
第一條第十三號の四の次に次の一號を加える。

十三の五 土地鑑定委員會の常勤の委員
第一條第十九號の四の次に次の一號を加える。

十九の五 土地鑑定委員會の非常勤の委員
別表第一官職名の欄中「科学技術會議の常勤の議員」を「科学技術會議の常勤の議員」に改める。
(特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十二號)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「当該俸給月額」を「当該俸給月額」に、「とし、以下「暫定手当支給額」という」を、「同日における当該暫定手当の月額の定めがない者にあつては政令で定めるこれに相当する額とし、以下「暫定手当支給額」という」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
8 不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条、第十三条及び第四十三条第三項中「不動産鑑定士審査会」を「土地鑑定委員会」に改める。

第四十七条の前の見出しを削り、同条から第五十一条までを次のように改める。

(試験委員)

第四十七条 不動産鑑定士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、土地鑑定委員会に試験委員を置く。

2 試験委員は、試験の施行ごとに、土地鑑定委員会の推薦に基づき、建設大臣が任命する。

第四十八条から第五十一条まで 削除

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

9 前項の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定によつて不動産鑑定士審査会がした処分、手続その他の行為は、改正後の不動産の鑑定評価に関する法律の規定によつて土地鑑定委員会がした処分、手続その他の行為とみなす。

理由

最近における地価の高騰が国民経済の発展と国民生活の安定に著しい支障を及ぼしている実情にかんがみ、適正な地価の形成を図るため、土地鑑定委員会を設置し、標準地の正常な地価を公示して一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共の利益となる事業の用に供する土地に対する補償金の額の算定等について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

○坪川国務大臣 ただいま議題となりました地価公示法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年における地価の高騰は、基本的には、産業、人口の急激な都市集中等による土地需給の著しい不均衡に基づくものでありますが、さらに、土地は、他の諸財と異なり、合理的な市場価格の形成がきわめて困難であることから、不当なつけ値による取引価格が容易に一般化し、実勢を越えた地価の高騰をもたらしている場合も多いものと認められます。

このため、公共用地の取得価格も公共事業相互間において必ずしも統一されているとはいいがたく、しかもこの公共用地の取得価格が周辺に影響を与えて一般の地価水準を引き上げているとの批判も少なくないのであります。

このような事態に対処するためには、土地取引がひんばんに行なわれる都市地域の標準地について、その正常な価格を公示する制度を確立して、適正な地価の形成に寄与する必要があるものと考えられるのであります。

この制度の確立につきましては、昭和三十九年五月、衆議院本会議における地価安定施策の強化に関する決議で御指摘を受けまして以来、政府といたしましても種々検討を重ねてまいつたのであります。昨年十一月住宅地審議会からの地価公示制度の確立に関する答申もあり、ここにその成案を得るに至りましたので、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、都市地域において、標準地の正常な価格を公示して、一般の土地取引価格に対して指標を与え、及び公共用地の取得価格の算定等に資し、もつて適正な地価の形成に寄与することをその目的としております。

第二に、土地鑑定委員会は、建設省令で定める市街化区域内の標準地について、毎年一回、二人以上の不動産鑑定士等の鑑定評価を求め、その結果を審査、調整して判定した正常な価格を、標準地の面積、形状、利用の現況等とともに官報で公示し、あわせて関係市町村において一般の閲覧に供することとしております。

第三に、公共事業の施行者が公共用地の取得価格を算定する場合及び不動産鑑定士等が土地を鑑定評価する場合には、公示価格を標準としなければならぬこととし、収用委員会が収用する土地に対する補償金を算定する場合にも、公示価格を標準とした価格を考慮しなければならないものとしております。

第四に、建設省に土地鑑定委員会を設置し、地価の公示に関すること及び不動産鑑定士試験に関すること等の事務を行なわせることとしたしております。この土地鑑定委員会は、委員七人をもって組織し、そのうち六人は非常勤としております。これらの委員は、両議院の同意を得て建設大臣が任命することとしております。

第五に、標準地の鑑定評価等に伴う土地の立ち入り及びこれによる損失の補償、土地鑑定委員会の鑑定評価命令等、地価の公示に必要必要な事項を定めております。

第六に、この法律は、本年七月一日から施行することとし、最初に行なう地価の公示は、施行の日から十月をこえない範囲内において別に定める日に行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○始関委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○始関委員長 公営住宅法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。葉梨信行君。

○葉梨委員 公営住宅法の一部を改正する法律案を審議するに先立ちまして、二、三、住宅に関する統計数字並びにこれまでの国の住宅政策について伺ってみたいと思います。

第一に伺いたいことは、戦争が終りまして足かけ十五年になりますが、昭和二十年の末期あるいは二十一年の初頭における日本の領土内における人口並びにその当時における住宅不足戸数は何戸ぐらいであったか、お伺いしたいと思います。

○大津留政府委員 終戦直後の住宅の不足戸数でございますが、戦災によりまして滅失した住宅数が二百二十万戸ございます。これに、建物疎開によりまして取りこわした住宅が五十五万戸、それに、復員並びに海外の居留日本人が引き揚げてまいりましたので、それによる需要が六十七万戸となっております。それに、戦争中住宅の建設がストップしておつたような状況で戦争中の供給不足、そういうものを加えまして、終戦時におきまして住宅不足数は四百二十万戸というふうに算定されております。

○葉梨委員 そういう状態から現在に至つたわけでございますが、昭和二十年の戦争を終わつてから四十三年一ぱいくらいまでにどれくらいの住宅が建つたか、その数をお示し願いたいと思ひます。

○大津留政府委員 昭和四十三年度末、つまり今月末現在で、推定も含めませんが、終戦以来約四百六十万戸建設されたと推定されます。このうち、公的資金によるものが五百六万戸、それから民間自力によるものが九百五十六万戸の見込みでございます。

○葉梨委員 いまの御答弁からしますと、終戦直後いろいろな要因から不足したと見込まれていたのが四百二十万戸、それが現在に至つてみると、結果としては一千万戸も多い四百六十万戸ということでございますが、この住宅建設が年々

行なわれた。統計的に見まして、その二十数年間のうち急激に建設がふえたとか、あるいはなだらかにふえてきたとか、その傾向はどうでございましょうか。

○大津留政府委員 終戦直後は、先ほど申しましたような住宅の絶対不足でございましたので、応急的な住宅建設が非常に盛んでございました。したがって、昭和二十一年、二十二年、二十三年という時期は、この数からしますと相当な戸数が建てております。昭和二十四、五年ごろからいわゆる恒久的な住宅建設が始まりまして、したがって戸数もそれほど建たないというところでございまして、それから年々建設戸数はふえて今日に至っておりますような状況でございまして。

○葉梨委員 いまも申し上げましたように、最初の予測よりもずっと建設戸数がふえ、しかもいままではまだ不足である、住宅に対する困窮者が非常に多いという状況でございまして、そういう結果をもたらした原因、要因につきまして、大臣よりお話を伺いたいと思います。

○坪川国務大臣 葉梨委員御指摘になりましたその要因はいろいろございまして、御承知のとおり、都市に人口の集中が著しくなってきたこと、あるいは結婚適齢期を控えた人口が世帯数として非常にふえてまいっていること、また、それぞれの所得水準の向上によるものの質的な内容等を含めての需要が非常にふえてまいったというようなことが一つの大きな要因ではなからうか、こう考えております。

○葉梨委員 いまの大臣のお話でございしますが、そのほかに、家族制度に対する考え方が新憲法の施行によって変わってきた、そうしていままで親子二夫婦、三夫婦一緒に住んでいた家もみんな独立して、それぞれ夫婦単位で家庭を営み、家を要求するようになったというののも一つの大きな社会的な原因ではないかと思うのですが、いかがでありますでしょうか。

○坪川国務大臣 葉梨委員御指摘になりましたその点は私も全く同感でございまして、現在の新しい

い憲法下におけるところの各人の基本的人権の尊重という立場から、また、各自の自由な立場からの欲求という立場から、これらの需要に大きな精神的な影響を与えておるといふことは、全く同感でございまして。

○葉梨委員 そこで、現在昭和四十一年から住宅建設五カ年計画が進行中でございまして、この第一次住宅建設五カ年計画を策定したのは何年ごろでございましょうか。

○大津留政府委員 四十一年からこの計画が始まっておりますので、それに先立ちます昭和四十一年にこの計画は策定したわけでございまして。

○葉梨委員 その四十一年に策定された当時における住宅不足は何戸くらいに見積もっておられたか、また、計画戸数は何戸になされたか、そしてまた、その計画戸数の内訳をいたしまして、公共住宅と民間住宅との実数、あるいはまた、考え方を別にいたしますと、一戸建ての住宅と集団住宅は大体何戸と何戸ぐらゐの予想をしておられたか。

○大津留政府委員 現行の五カ年計画の策定にあたりまして見込みました住宅不足数でございまして、昭和三十八年の住宅統計調査をもとにいたしまして、そのときの住宅不足数二百七十八万戸をもとにいたしまして、それに加えて五年間にふえるであろう世帯の数、それからまた、五年間に老朽して取りこわすであろう住宅の補充分、それに社会的移動に備えましてある程度のおき家といいますが、余裕を見込みまして、合計六百七十七万戸を必要とし、その期間中に六百七十七万戸を建設するという計画にいたしたわけでございまして。その内訳をいたしまして、公的資金による建設が二百七十七万戸、民間自力に期待する戸数といたしまして四百万戸をこの内容としております。

それから、一戸建てと共同住宅の割合という御質問でございまして、計画にあたりまして、そういう一戸建て何戸、共同住宅何戸という計画は実は立ててはいないでございまして、今日までの建設の実績から見ますと、共同建てのものが約三五%、一戸建てのものが六五%の割合になっております。

○葉梨委員 これはその第四年度に入るわけでございまして、四十一年度、四十二年度、また四十三年度と、実績について伺いたいと思っております。特に民間の建設計画に対する実績がどんなものであるか、お示し願いたい。

○大津留政府委員 四十三年度までの実績でございまして、公的資金による住宅百三十六万戸、民間自力による建設二百三十五万戸という実績になっております。

○葉梨委員 聞くところによりますと、民間分としての実績は計画を上回っている、ところが、公共住宅については、予定のおりのテンポで進んでないという話を聞いておりますが、事実はどうでございましょうか。

○大津留政府委員 先生御指摘のように、民間自力建設は、民間の非常な御努力によりまして計画を上回る実績を示しております。公的資金による住宅の実績は、三年度を終えたところで五〇%をちょっとこえた程度でございまして。民間に比べましてややおくれております。四十四年度にこれを回復すべく五十七万三千戸というものを計画いたしました。これが予定どおりにできますならば、四十四年度末におきましては七一・八%まで達成できる。したがって、最後の四十五年度に二八%余を残すわけで、これはやはり相当な努力を要すると思っておりますけれども、何とかこれは一〇%達成したいというふうに考えております。

○葉梨委員 単純に計画を五で割ってみますと、年間二〇%の率で伸びていかなければいけないのが、最終年度に二八%も建設しなければならぬというの、非常に無理な計画だと思ふ。計画自体が無理であったのか、あるいは計画は妥当だったけれども、何かいろいろな阻害要因があったのか、その点御説明願いたい。

○大津留政府委員 この計画の策定にあたりまして、各年度の建設戸数でございまして、これは御承知のように、民間におきましても、あるいは政府施策におきましても、過去の実績からいたしましても年々一定の割合で伸びてまいっておりますので、したがって、毎年度五分の一ずつというわけではございませんで、一定の率をもって伸びていくという計算でございまして。したがって、最後の年度におきましては二〇%をこえる二七、八%という達成が、それほど無理な計画ではないというふうな考えでございまして。

○葉梨委員 その点についても少し伺ってみたいのですが、最終年度に二八%建てなければならぬというのは、計画を策定したときから予想されておったことでしょうか。それとも、いまになってみて、算術計算で引いてみたら二八%残ったということでしょうか。

○大津留政府委員 この五カ年計画を一定の伸びでいくといたしますと、最もなだらかなといえますが、自然な伸びからいいますと、最後の年に二六、七%残っておるならば、きわめて自然にいくと思っております。二八%余でございまして、これはそれよりも一その努力をしなければいけない、こういうふうに思っています。

○葉梨委員 いままでのお話を伺いますと、計画に実績がややおくれておるといふことだと思ひますが、公共住宅と民間住宅の数の比率など、あるいは民間のはうはほとんど建てていくといういままでの実績からしますと、政府の住宅政策がうまくおつて、どちらかというと、日本人は、庭のついた一戸建ての家に住みたいという、好みといいますが、欲求があると思うのですが、その欲求からして、民間依存の持ち家主義にもたれかかっていゝるのではないかと、こういうふうな感ずるのです。いか悪いか別にしまして、そういうような傾向で現在に至っていると私は考えるのでございまして。そこで、民間自力建設というのについて少し伺ってみたいと思ひますが、建て売り住宅がございまして、建て売り住宅と申しまして、一流の電鉄会社が分譲しております土地の非常に質のいい住宅から、群小の業者の住宅に至るまで、いろ

いろいろございますけれども、第一次五カ年計画で建ちました住宅のうち、建て売り分がどれくらいあるか、お示し願いたい。

○大津留政府委員 民間自力建設のうち、お示しのような建設業者が建てて分譲したその数、ちょっと資料を持ち合わせておられないのでございますが、推定で申し上げますと、約二割程度じゃないでしょうかというふうに思います。

○葉梨委員 民間自力建設の住宅の理想的な姿、結局、敷地が何坪ぐらいで、間取りが幾部屋ぐらいあれば、憲法に保障された快適な暮らしができるか、建設省として考えておられる理想像はどんなものでございましょうか。

○大津留政府委員 適正な居住水準ということになるかと思いますが、実はこの適正な居住水準につきましては現在住宅地審議会に諮問をいたしまして、いろいろ御研究をお願いしておるわけでございますが、その中間的な御報告によりまして、広さで申しまして八十五平方メートル、間取りにいたしまして、これは家族数によりましてけれども、三人あるいは四人世帯で七十二平方メートル、四人あるいは五人の家族になりますと九十一平方メートル、その程度のものが標準といえますか、適正な標準、こういう数字になっております。

○葉梨委員 敷地の面積がそういうことでございすね。それは建坪ですか。

○大津留政府委員 建物の面積です。

○葉梨委員 民間自力と申しますと、たいていは庭がついております。その庭がついた、建坪プラス庭、いわゆる敷地の面積で申しますとどんなことになりすか。

○大津留政府委員 ただいま申し上げましたのは住宅の面積でございますが、住宅一戸当たりの敷地面積は、これは建て方によって異なりますけれども、一戸建ての敷地面積をいたしましては二百四十平方メートル程度が適正だと思います。

○葉梨委員 そういう一つの理想像があると思うのですが、それに対して、現実には民間自力建

設の住宅の平均値でございすか、平均の実績はどんなものでございすでしょうか。

○大津留政府委員 現在建っております民間の建築の広さでございますが、四十二年に建ちましたものにつきまして統計を見ますと、住宅の平均規模が六十八・八平方メートルとなっております。民間の建設の中で、いわゆる持ち家と借家に分けてみますと、持ち家のほうが比較的広いわけでございますが、借家のほうがどうしても手狭になる、一戸当たり三十九平方メートルというふうになっております。

○葉梨委員 いま伺ったのは建坪だろうと思いますが、建坪がそういうことから、地坪でいって理想像からはほど遠い状況だろう——ということ、民間自力で建てた人たちの大部分は、非常に狭く過密な状態に生活をしているというところ、言えると思うのでございます。当然、そういう状況で家が建っているところは、公営住宅と違って、いろいろな環境衛生施設とか道路とか、上下水道その他の公共施設も不備であるというのが現状であると思うのでございます。先ほど大臣から御答弁をいただきましたように、住宅を求めめる人が、われわれのかつての予測を越えて非常に多いというふうなことからしまして、大都市あるいは地方の中小都市の周辺においてはほとんど地価が高騰してしまっているということで、今度はやはり勤労者として都市の中にはなかなか土地を買えない、そこで郊外へいく、その勢いが波となってどんどんどんどん広がっていくというのが現状であろうと思ひます。しかし、交通機関の整備もなかなか進んでいない。交通難、交通地獄というのがまた現状でございす。国鉄あるいは私鉄がいろいろと努力をしておられるけれども、その努力に追いつかずに、どんどん人口が郊外へ広がっていく、そうして遠距離通勤をいられているというものが、現在までの状態であろうと思ひます。しかもそれが限度にきているのではないかと私は考えます。私の手元にこういう数字がございす。公営住宅でございすが、公営住宅を募集

しますと、全国平均で十倍の応募者がある。ところが、東京都で第一種公営住宅については五十倍の応募者がある。あるいはまた、観点を変えますと、東京都の公営住宅の募集をしまして、東京の二十三区内で募集をしますと、三十四倍の競争率がある。ところが、郡部にまいりますと二倍になってしまふということ、公営住宅を求めめる人、公営住宅を必要とする層がたくさんおられるけれども、もう遠くへ行つてはいやだ、通勤難、つとめを正常に果たすにはとうてい不可能なほどに遠距離、長時間の通勤をしなければいけないから、何とか町のまん中に建ててくれというような要求がこの統計数字にあらわれておると思うのでございます。これは、いまいわれております職住近接あるいは都市の再開発ということにつながると思ふのでございますが、この声というのはまことに切実なものであると私は考えるわけでございす。そこで、公営住宅をもっと建ててくれという、国民というか、庶民層の声はまことに強いわけでありすが、住宅難世帯ということばがございす。それから、住宅困窮世帯ということばがございす。このことばの定義をちょっと教えていただきたい。

○大津留政府委員 住宅困窮世帯と私たちが普通申しておりますのは、住まっておられる方のいわば主観をいたしまして、住宅にいま非常に困っておる、たとえば狭いとか、あるいは家賃が高いとか、あるいは通勤に非常に時間がかかるというふうなことで、いま住まっておられる方が住宅に非常に困っておる、何とかしなければならぬというふうにお考えになつておる、そういう調査をいたしました数字を住宅困窮世帯と申しております。それから、住宅難世帯と申しておりますのは、一定の客観的な基準によりまして、たとえば、三人家族で九畳未満の部屋に住まっておられる方、あるいは四人以上の家族で十二畳未満の家に住まっておられる方、あるいは、一定の基準によりまして老朽度がはなはだしい住居にお住まいの方というのを計算いたしましたのが住宅難世帯、こういつておるわけでございす。

○葉梨委員 そうしますと、住宅困窮世帯よりも住宅難世帯のほうが、主観的にも客観的にもほんとうに困つておつて、何とかしなければいけない世帯であるといえると思うのでございす。そこで、住宅難世帯は全国でどのくらいあるだろうか、また、所得別の分布を簡単に示し願いたい。

○大津留政府委員 所得階層別の住宅難世帯の数でございますが、所得の階層を、五分位と申しますか、五つの段階に分けてまして、所得の下の方から申しますと、第一分位という一番低い階層でございすが、この第一分位が百二十一万世帯、世帯数の二八・六%にあたります。第二分位が百一十一万世帯で二四・四%、第三分位が九十五万世帯で二二・五%、第四分位が七十七万世帯で一八・四%、第五分位が三十六万世帯で八・七%というふうに、所得の低い階層ほど住宅難が多いという数字が出ております。

○葉梨委員 第一分位、第二分位というふうなむずかしい専門用語で言われますとびんとこないのですが、大体月給何万円くらいという具体的な内容で申すとういうことになりましようか。

○大津留政府委員 これは昭和三十八年の調査でございすので、今日からいへば相対的に低くなつておりますが、いま一番低い階層の第一分位というのが、月収二万三千五百円以下でございす。第二分位は、それから三万一千円まで、第三分位は、三万一千円から三万八千円、第四分位は、三万八千円から五万一千円まで、第五分位は五万一千円以上、こういうぐあいでございす。

○葉梨委員 昭和三十八年の統計ということであれば、いまの給与ベースと単純に比較するわけにはまいりませんけれども、それにしまして、五万円以下というのは、一家の主人の所得としては現在では非常に低いと思うのでございす。その低い方々がこのようにたくさん世帯が住宅難世帯として存在するということは、まことに遺憾な

こととございます。

一体、公営住宅は終戦後いままでも何戸お建てになっておりますか。

○大津留政府委員 公営住宅は、昭和四十四年度の計画まで含めまして、終戦後百三十七万四千戸建てております。

○葉梨委員 住宅に困っている方はたくさんおられるとは思っていましたが、四百万戸に近い世帯の方々が住宅難に苦しんでおる、しかも二十数年間に百数十万戸というような建設戸数ということは、一体国はどういう方針で、どういう見通しでいままでも住宅政策を行なってこられたのか、はなはだ遺憾にたえないのでございます。

建設省が、最近の昭和四十一年から四十三年までの三カ年間に一般会計、特別会計その他財投等で投下した公共投資額の実額の中で、一体住宅に何%振り向け、また道路に何%振り向けてこられたか、その数字をお示し願いたい。

○大津留政府委員 建設省関係の公共事業費、国費の中で住宅と道路に充てました予算の割合でございますが、昭和四十一年度におきましては、住宅に七・八%、道路に五七・六%、四十二年におきましては、住宅に九%、道路に五七%、四十三年におきましては、住宅に九・一%、道路に五六・六%、四十四年度は、住宅に九・一六%、道路に五七・五%というふうになっております。

○葉梨委員 この数字を伺いますと、ますますびっくりするわけでございます。国の経済の発展のために、道路をどんどんよくして流通機構の改善をはかるということは当然でございますけれども、あまりにもこの数字はかけ離れていると思えます。いま局長が答弁された数字は、一般会計だけの数字でございましょうか。私が要求したのは、一般会計、特別会計あるいは財投等を含めた数字で、三カ年の累計でどんな割合になるだろうか、こういうことでございます。

○大津留政府委員 ただいま申ししたのは、一般会計、特別会計通じまして、国費でございまして。そのほか財投がございまして、国費と財

投を合計いたしてみますと、四十一年度、住宅に二九・八%、道路に四九・七%、四十二年におきまして、住宅に二九・七%、道路に五〇・七%、四十三年におきまして、住宅に三一・二%、道路に四九・六%、四十四年度におきましては、住宅に三二・三%、道路に四八・九%、こういうふうになっております。

○葉梨委員 いまの数字を伺いますと、住宅についてだんだんと予算の比率が上がってきたということは、たいへんけっこうなことだと思えますが、これから大臣はどういう方針で住宅問題に対処されるか、お伺いしたいと思えます。

○坪川国務大臣 先ほどから住宅局長がそれぞれの御質問に対しましてお答えをいたしておるような数字でございまして。いよいよ住宅政策の五カ年計画の最終年度を明年に控えて、これらの状況を勘案いたしまして、私といたしましては、ぜひとも新たな住宅新五カ年計画を策定いたしましてひとつこの補いをいたしてまいりたい、こういうような考えでおるような次第でございまして、先日住宅地審議会にも、新たな五カ年計画の住宅政策のあり方等についてを中心としての諮問をいたしておるのでございますが、この結論が、大体七月ごろ一応の中間的な結論が出ることを期待いたしておるのでございます。したがって、この答申を一つ大きな資料にいたしますとともに、過般、私は、新たな五カ年計画の案といたしまして、いわゆる一つの素案を発表したわけでございまして、数字等におきましては、いまそれぞれの立場からの累計を調査いたしておりますので、これらの調査の資料を待った上において、戸数の問題等にもひとつ計画性を立ててみたい。したがって、私が想像いたします現時点における立場からいいますと、いわゆるいままでの五カ年計画の御承知のとおり六百七十万戸、これを下回るというようなことは決してあり得べきでない、これを上回ることも表明いたしておきたいと思っております。量をやすことをはか

るとともに、先ほどから御指摘になりましたこと、低層な所得者、一般の大衆勤労者に対するところの、切なる要求でありますところの公営住宅にウェットを十分置きまして、これらの問題点を公営住宅の面に中心を置きまして建設計画を立てたいということが第一。それから、先ほど葉梨委員が御指摘になりましたごとく、現在の都市状況を見ますと、いわゆる勤労所得者、大衆等を見るときに、非常に離れておるというようなことからくる職住近接というのが、私の新たな五カ年計画の一つの大きな目標と柱にいたしたい。それには、御承知のとおり、御審議をわすれずすることに相なりました再開発法の適用、また都市計画法の適用、運営等にも中心を置きますとともに、私はそれらの問題を含めまして、職住近接をはかってまいりたい。もう一つは、私は質の向上を一つの大きな柱にいたしたい。これは案ではございましては本年度四十四年度からもう計画の中に入れてまいりたい、こういうような気持ちを持ちまして、四十四年度の公営住宅等の第一種その他の住宅の設計につきましては、四十六年度からのいわゆる質の向上の一つのスタートの準備としてこれをはかりたいということ、住宅局長その他と協議いたしておりますが、その内容の一端を申し上げますならば、昭和四十四年度の公営住宅等の質の向上をはかる意味から、私が先般発表いたしましたふろ場の問題でございますが、新たな設計といたしましては、防水、防湿を配慮いたしまして、電線の配置あるいは水道の配置あるいはガスの配置というような、これがすぐ設置でき得るような、これらに必要とする電気、ガス、水道の設計等、線の一つの建物の中に入れました設計をいたして、そして勤労者、一般の大衆のあたたかいいわゆる住宅政策の内容の質の向上の準備といたしましては、私は、四十四年度から設計の面でもう着手していきたい、こういうような協議もいま関係当局と続けておるというようなことで、四十六年度からの一つの新たな住宅新五カ年計画

は、量と質と並行しながら、公営住宅を中心に、そして一般の低所得者、勤労者のあたたかい日常生活のマイホームをつくっていききたいという発想のもとにいま準備をいたしておることを表明申し上げておきたいと思えます。

○始開委員長 葉梨君の質疑中でありましたが、しばらくお待ちいただいて、この際、公聴会開会承認要求の件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審査中の公営住宅法の一部を改正する法律案について、この際、理事会の申し合わせどおり、右案について公聴会を開き、広く学識経験者、利害関係者等の意見を聴取いたしたいと存じます。

つきましては、右公聴会開会につき議長長の承認を求めたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○始開委員長 御異議なしと認めます。

なお、公聴会の開会日時、公述人の選定その他諸般の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○始開委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○始開委員長 引き続き質疑を行ないます。葉梨信行君。

○葉梨委員 ただいま大臣からたいへん熱のこもった、また、明るい未来を見通せるような御答弁をいただきましたが、具体的に第二次五カ年計画の戸数等はこれから算定をするというお話でございまして、実は保利建設大臣の当時に、住宅政策として、質よりも量であるということをおっしゃっておったわけでございます。それが、次の坪川大臣になられてから、質の向上をはかるという言明があったわけでございますが、長期的な施

策としては当然であるし、職住近接ということも現下の喫緊事ではございますが、何か住宅政策がぐらぐらしているような印象を受けるわけでございます。何といましても公営住宅の大量建設、公営住宅ということは、賃貸住宅を重点にしてこれらの住宅政策を展開していただきたいということをおもひは要望したい。そういう意味で、低所得者の公営住宅は、若干賃が落ちる——と言つてはおかしいけれども、質を犠牲にしても量を確保するのがまず第一ではないだろうか。また、それ以外の政府施策住宅については質の向上をはかるというように、明確な体系づけと資金の配分計画をしっかりとくり上げていただきたい。そして強力なその裏づけとしては、地価対策、都市政策をもつて進んでいただきたいということを申し上げたいわけでございます。

住宅政策につきましてもいろいろ申し上げたいのでございますが、あと三点だけ御質問申し上げます。まず何といましても、郊外へ郊外へと民間自力建設住宅が進んでいったのは、地価が高騰したからであります。その地価対策といたしまして、保利建設大臣のときに、住宅問題懇談会というものを設置されて諮問をされ、さらにりっぱな答申を得ておるわけでございます。当時の答申がどういふ内容であつたか、住宅局長からお伺いしたい。

○川島(博)政府委員 ただいま御質問のございました懇談会は、宅地ではなくて、土地問題懇談会という名称でございますが、保利前大臣がこの懇談会に委嘱をしまして、昨年の二月三日に初会合を開いたわけでございます。以来五月二十七日まで六回にわたつて開催されました結果、懇談会といたしまして土地対策についての提言を保利建設大臣あて提出されたわけでございます。

その内容でございますが、まず全般的な問題といたしまして、やはり土地の公共性、社会性に着眼いたしまして、公共優先の見地から今後の土地対策を考える必要があるという前提に立ちま

て、具体的な問題といたしましては四点の問題点を指摘しているわけでございます。

まず第一点は、土地利用の調整でございますが、従来のごとく土地の利用を土地所有者または利用者の恣意にゆだねておることが土地の合理的な利用を阻害しているという現状に立ちまして、次のような施策を講ずべきであるとして、土地利用計画の確立、公的土地保有の拡大、さらに土地利用促進のための税制の改善について提言をいたしております。

第二点といたしましては、地価形成の合理化という表題のもとに、具体的な内容といたしましては、地価公示制度の実施を迫つておるわけでございます。

第三点といたしましては、土地の値上がり利益が、現在不労所得として地主の手に帰属していることは、社会的公正の面からも適当でないということで、土地の譲渡差益を他の所得から分離して相当高率の比例税率により課税することによって社会に還元すべきであるという提案をいたしております。

第四点といたしましては、土地需給の緩和をはかりますために、産業、人口の大都市集中を抑制するための措置を強化すべきである。また、宅地の供給を促進いたしますために、大規模な市街地開発の促進、それから公的機関と土地所有者その他の権利者との協調方式によつて宅地の開発と住宅の供給を促進する新たな制度を創設することをはかるべきである。また、既成市街地における再開発を促進すべきである。

以上、大きく分けて四点の提言をいたしたわけでございますが、中でも、「公的土地保有拡大のための措置、土地税制の改善、地価公示制度の実施については、ただちに具体化する段階にあると考えるので、これらの施策をすみやかに実施に移すことを要望する。」というこゝばをもつて提言を結んでおる次第でございます。

以上簡単でございますが、終わります。
○葉梨委員 ただいまの御答弁の中で、先ほどは

坪川大臣から地価公示制度の法案も提案されましたし、いまのような提言がどんどん具体化していくように建設省当局の御奮起を要望する次第でございます。特に土地対策については、土地の値段を税制で押えるとかいうような面も必要でございます。しょうが、何といましても土地の供給をふやすとか、どんな土地と上ものとか一緒に建つていくような、たとえば分譲地をつくつても、その分譲地が投資でございますというふうな投機家の手によつて食われてしまつて、実際に土地を必要とし家を必要とする人の手に渡らないとかいうようなことについて、もう少し促進策を考えていただきたいと思つてございます。

あと二点御要望申し上げたいことがござい

ます。一つは、民間自力の住宅というものがむしろ公共住宅よりも多いけれども、一体民間建設の住宅に對してどれだけ政府が手を差し伸べてきたらうかという反省がございします。これから民間の建設に對して国としてできるだけ促進をはかり、住宅を建設する手をどう差し伸べていくか、対策を伺いたひでございます。

○坪川国務大臣 あらゆる角度からの非常に建設的な御意見と傾聴いたしております。政府といたしましては、第一に宅地、土地の問題、これが住宅政策の優先する重要な問題でございます。したがいまして、われわれといたしましては、その土地の有効なる利用促進をはかるという立場から、公、国有地の活用が非常に大きな問題であらうと思つております。これにつきましては、御承知のとおり、建設省みずから範を示すべきであるという観点から、過般発表いたしましたごとく、東京技術事務所の方八万平方メートルに及ぶこの土地を活用していきたい、あるいは御承知のとおり、基地などの返還に伴う土地を住宅政策に活用してまいりたいというふうな計画を立てておりますとともに、御承知のとおり筑波学園都市に政府機関が約二十七、八の機関を移すということによるところのこれらの土地の利用という問題など

に取り組んで、土地対策の解決の歩をなお一歩前向きに進めてまいりたい。それとともに、御審議をいただくことになっておる地価公示制度の活用をはかつてまいりたいと思ひます。民間自力の問題については、先ほど局長が申しましたとおり、現時点におきまして大体八一・五％の民間の住宅建設の進捗を見る場合において、これらの民間の住宅建築に對するところの減税の問題とか、あるいは住宅融資の問題とか、あるいは保険の問題というふうな財政的な面からも十分ひとつ援助措置を講じまして、そして民間の自力による建設の御協力に對する報いのある政策を財政面の上からも打ち立ててまいりたいと考えておる次第であります。

○葉梨委員 公共住宅は、公営住宅、公社住宅等でございますが、公共住宅についての問題としましては、早い時期に建ちました住宅は、町の中心から遠くないところにあり、家賃も安い。ところが、最近建つた住宅は、だんだんと町の中心から離れていつて、しかも家賃が高い。非常に不便でしかも高いというふうな不均衡がございします。その不均衡をやはり何かの機会に解消すべきであると思ひますが、いかがでございますしうか。

○坪川国務大臣 これも非常に重要なことでございまして、都市計画法の可決を見まして六月からいよいよ実施いたしますこの段階においてのいわゆる住居専用地域の問題あるいは工業専用地域の問題等も考えますとともに、新たに御審議を願ひますところの都市再開発法案の御制定をいただきますならば、これらの点から建物と住まいと土地の問題の三本立てにいたしました住宅というものの建築を急ぎまして職住近接の要望にこたえる対策も打ち立ててまいりたい、こういうふうな一貫性を持った土地住宅対策を今後推進してまいりたい決意でございます。

○葉梨委員 もう一つ中間層の問題がございします。ということは、公営住宅は、所得制限がございまして、比較的低所得層の方が入つておられま

す。それから公団住宅は、最近建ったものは家賃がだんだん高くなりまして、一万五千元、二万円、二万九千元、大体三万円近くの家賃のものもある現状でございます。三万円の家賃を取る公団住宅に入れる資格は、その四倍の十二万円の所得がなければいけないことになりまして、その中間層の方々はどうにも入れないで非常に困難をしております。中間という中にあるいは若い人もいると思いますが、そういう中間層に対してどういう対策をおとりにするか、何らかの適当な方策を考えていただかなければ、これは非常に大きな問題だと思います。

○坪川国務大臣 いわゆる中間所得層の方々を対象とする問題についても、私どもとして公営住宅法の改正を御審議願っておるゆえんもここにございまして、これらの法案の御審議をいただきまして制定をされました上において、中間層の方々の住宅欲求に対する不満解消の一つの大きな問題の解決点になるのではないかと期待もいたしておりますのであります。新たな住宅政策の立場から考えますときに、いわゆる土地の高度利用を促進することともに、もう一つは、住みよい明るい生活環境の住宅政策という点から申し上げますならば、最近非常に問題になっており、また一般の人が要求されている日照の問題は、非常に大事な問題だと思っておりますので、近く提案をして御審議を願う建築基準法の問題等の中におきまして、低層の二、三階といいますが、十メートル以内の建物の第一種住居専用地域、あるいは第二種住居専用地域の十メートル以上の中高層というようにものに對する北側の斜線の制限等も行ないまして明るい住宅環境をつくって、いわゆる低所得者一般大衆の住みよい明るい住宅政策の推進をはかってまいりたいということも表明申し上げておきたいと思っております。

○葉梨委員 ただいまの大臣の御答弁でございますが、いまおっしゃったことはそれぞれぜひやっていただきたいことではございますが、中間層に対する対策としてそれでは十分かというところ、

まだ問題があるのではないかと思いますので、よろしく御検討をお願いいたします。

そこで、本改正案につきまして少し伺いをしてみたいと思っておりますが、昭和二十六年に法律が制定されて以来とられてまいりました公営住宅の用地費に対する補助をこのたび廃止して融資に切りかえるという原案でございますが、これは原則的にどういう理由からそういう方法をとられたか、また、補助のままであれば事業量が伸びないというようなこともあるのではないかと思います。具体的には、補助から融資に切りかえれば事業量が伸びるといふ結果が出ることをお示し願いたいと思っております。

○坪川国務大臣 公営住宅事業の推進につきましては、公営住宅の建設五カ年計画の量を達成したい、また地方の超過負担の解消をはかってまいりたい、また公営住宅の高層化あるいは不燃化等の質の向上をはかってまいりたいというものが、公営住宅の基本方針でございますが、これらの点の公営住宅の推進をいたす場合において、相当地方の公共団体に困難性もあります。したがって、この際、用地費については補助から地方債に切りかえまして、そして補助事業をさらに一そう推進いたしてまいりたいという点から、切りかえたようなわけでございます。

○葉梨委員 住宅局長から、もう少しわかりやすく、資金をどういうふうに使おうから事業量も伸びるといふようなことについて御説明をお願いいたします。

○大津留政府委員 この補助から地方債に切りかえます基本的な理由は、ただいま大臣が申されたとおりでございますが、これを計数的に申し上げますと、従来、公営住宅の建設費、その中の用地費に対する補助は、それぞれ、第一種につきましては用地取得造成費の二分の一、第二種につきましては三分の二というものでありますけれども、実際は補助単価が実情から非常に離れて低くなっております。したがって、実際にかかる経費というものは、補助単価の五割増しあるいはそれ以上

上になっておったわけであります。本来からいいますと、補助単価をそこまで上げて補助を継続すればこれは一番いいわけでございますが、それに相当な国費を要する、したがって、公営住宅の五カ年計画を達成するための経費あるいは質の向上等に回らないといううらみがございまして、したがって、用地費の単価を実勢に合うように上げて、そのかわり低利の融資にしたほうが、地方としても実施しやすいじゃないかというわけでございます。

そこで、計数的なことを申し上げますと、四十三年度におきます公営住宅の建設の補助が百七億、合計いたしまして百六十七億というものを国からめんどろ見たわけでありまして、しかし、実際はそれよりもはるかにかかるわけで、持ち出しが先ほど申しましたように四、五〇％に及ぶ。来年度四十四年度におきましては、これを地方債に切りかえましたか、国にいたしまして起債で認める額が二百八十六億円。百六十七億に比べて七割以上の資金の手当てをするということにしておるわけでございます。四十三年度に比べて四十四年度は建設戸数もふえておりますから、その分を考慮に入れました。用地の単価として七割近い単価アップをいたしておりますので、地方としては、補助でなくて融資でありますけれども、資金としてはそれだけめんどろを見てもらったという関係で建設が促進しやすくなる、こういうことでございます。

○葉梨委員 いまのお話でまいりまして、単価を実績に近づけるといふお話です、超過負担が残ることはございせんか。

○大津留政府委員 来年度の計画十万户の建設、このうちすでに公共団体に用意しております土地に建てるもの等がございまして、実際に用地を取得いたしますのはこのうち九万户ということ、九万户の建設に對しましてその用地費が三百三十六億要するであろうというふうに計算いたしました、その八五％に当たります、先ほど申しま

した二百八十六億円を起債でめんどろを見ましよう、こういうことでございます。実際この土地の取得造成費が三百三十六億でございますか、とうとう御指摘でございますが、やはり実際はいろいろな関係でこれがある程度上回るという結果になるのじゃないかというふうな私どもとしても心配しております。したがって、またその実績を見まして、将来をういう持ち出しがないように必要な単価の是正を逐年やってまいりたい、こういうふうな考えております。

○葉梨委員 用地費に對します超過負担の問題のほかに、工事費の超過負担の問題がございまして、工事費につきましてはどういう方策を考えておられるか、その点をまず伺いたいと思います。

○大津留政府委員 工事費につきましては、先年、大蔵省と私のほうで共同で、実際にかかる工事費と予算単価とがどのくらい差があるかというのを調査いたしました、その差が四十二年度におきましては七〇％というふうな結果が出たわけでありまして、この七〇％の超過負担を四十三年度から三年で解消しようということで、これは大蔵大臣、建設大臣が国会で表明なさいまして、四十三年度の予算にはその三分の一の解消、それから四十四年度の予算におきまして同じく三分の一の解消として、二・三〇％の単価アップが見込まれておるわけであります。四十五年におきまして全部を解消しようという計画で進めておるわけであります。

○葉梨委員 四十五年度になりました実績と一緒になつたといつても、いまのように物価値上がり時期でございまして、また四十六年度になると単価が上がるということが起こるのほうはほぼ確実だと思います。そういうときにはどういうふうに対処されましようか。

○大津留政府委員 年々の建築費の上昇は、それはそれを見た上に過去における実際と予算との差を埋めていこうということではございますが、たとえば四十四年度の予算におきまして、一年間の工事費の値上がりとして五・四％を見込んだ上

に、過去の超過負担の三分の一解消ということ
で、合計して七・七%のアップを見ておるとい
うわけでございます。

○梨葉委員 いまのお話で、超過負担が年次計画
で解消するということが、それから事業量が格段に
ふえるということは、まことに朗報でございます
が、一方において地方公共団体では借金がうんと
できるわけでございます。はたしてこれが将来五
年とか十年先に地方公共団体の大きな負担にな
らないだろうか、その点についてはどういふお見
通しでございますか。

○大津留政府委員 借金でございますから、その
負担が将来残る、そういうことは免れがたいこと
でございますが、地方といたしましては、年々の
建設にあたりまして、予算単価の不足である超過
負担を相当額持たざるを得なかった従来のやり方
に比べまして、起債でその必要額をまねどう見て
もらうということになりますので、当面の負担は
非常に軽くなる。したがって、現在計画して
おります四十四年度の建設計画を今後その程度
のものをずっと将来続けていくと仮定いたします
と、これから十年間ばかりはこれまでの補助制度
よりも当面の負担が軽く済む、十一年を過ぎてか
ら起債の返済がふえていくということになります
。地方公共団体といたしましては、年々財政力
も強化されていっておりますから、将来の負
担につきましては、現在持ち出しが多いよりは、
将来の負担には耐え得るということを申し上げて
ますし、私どもも、そのほうが事業主体に対する
手当てとしては有効適切な方法であらうという
ふうに考えております。

○葉梨委員 あと残る問題は、起債のワケが年々
増大するわけですが、確保できるかどうかとい
う問題でございます。

それから、先ほども起債充当率が八五%だとい
うお話でございますが、資金区分や償還期間はど
んなことになっておりますでしょうか。

○大津留政府委員 補助を融資に切りかえるに際
しまして、この趣旨、目的が、先ほどの大臣の御

説明にありましたように、必要な実額を確保して
やるというのが趣旨でございますから、この起債
の額が確保できまじらば、この趣旨が生かさ
れません。したがって、この法律におきまし
ても、建設のための用地費に充当する資金につ
いて、国は適切な配慮をしなければならぬとい
うことを規定いたしまして、その辺のことを抜かり
のないように手当てをしておるわけでございま
す。

が、この起債の中で、政府資金を充てます分と、そ
れから公募債による分とでございます。今回の地方
債につきましては、政府資金が六五・三%、公募
債が三四・七%という割合になっております。こ
れは用地費に対する起債と上ものの工事費に対す
る裏負担の起債と込みでございますが、この政府
資金につきましては、返済は二十年と二十五分
とでございますが、利率は六分五厘、公募債は七
分三厘、四厘程度でございます。

○葉梨委員 住んでいる人の立場からいいますと
心配なのは、用地費の補助が打ち切られた場合
に、補助金分だけ家賃が高くなるというわけで
ございまして、それが今度は高くなるんじゃない
だろうかということがあるわけでございます。その
点についてはどういふふうな対策をとられるお
つもりでございますか。

○坪川国務大臣 お答えいたします。

この点の問題が予想されますので、御承知のと
おり、家賃の補助制度を設けましたゆえんがこ
にあるようなわけでございます。

○葉梨委員 具体的に用地費に政令で定める率を
かけたものを家賃収入補助とするとございま
す。この政令の内容はどんなことか、また、用地
費の標準価額の具体的なきめ方に「適正な立地条
件」という字がございまして、これはどういうこ
とであらうか、この二点をお伺いいたします。

○大津留政府委員 政令で定める率は、第一種
の公営住宅につきましては百分の三、第二種公営住
宅につきましては百分の四というふうにいたす予
定でございます。この数字をかけたものを補助
いたしますならば、ただいま大臣から御説明が

ありましたように、家賃といたしましては従来と
変わらない同額になる計算になります。

それから適正な立地でございますが、これは公
営住宅として適当な環境あるいは通勤を考慮いた
しました場所、そういうような通常の状況におき
まして適当な立地条件を備えた場所に建てるもの
として計算した額、こういうことでございま
す。

○葉梨委員 技術的な問題になりますけれども、
家賃収入補助金を算定する場合の標準価額と起債
の場合の標準価額にかりに食い違いがあった場合
に、これをどう調整するかということをお伺い
いたします。

○大津留政府委員 この家賃収入補助金の算定の
基礎となる標準価額と、地方債の許可基準にな
ります標準価額とは、これは同一にいたす方針で
ございまして。

○葉梨委員 次に、高額所得者に対します明け渡
しの請求の問題についてお伺いしたいと思
います。民間の借家でございますと、家賃を払
ていければ入居していただける。それが、所得の水
準をきめて、それ以上の者は出ていけというこ
とは、人権問題にならないだろうかというよう
な疑問があるわけでございます。あるいは、公営住宅
をもっとたくさんつくればいいじゃないか、こ
ういふ議論もあるわけでございます。なぜ明け渡し
請求の規定を設けられるか、その点をお伺い
いたします。

○坪川国務大臣 非常に大事な問題でございま
す。われわれといたしましては、公営住宅のいま
までの五カ年計画を推進いたしてまいりますと
ともに、さらに新たな住宅建設五カ年計画の中
に織り込む公営住宅を大量に建設いたしてまい
たいというの、われわれの目標でございます。そ
うした立場を考えますときに、いままで建ちまし
た公営住宅を十分活用するということも、これを
補助の意味においては大事な政策の一部ではな
かるか、こういうことを前提に置きまして、御承
知のとおり、公営住宅の中において、すでに長年

お住まいいただいております方々にいたしまして
も、もう十万元以上を所得されておるかなりの高
所得者もおられることも事実でございます。そう
いたしまして、この公営住宅の目標というものは、
低所得者に対する住まいの提供ということが大
きな目標であることを考えますと、会社あるいは
その他の課長、部長クラスの方でこれらの所得
をとっておられる方がおられることを考え、また
一方においては、非常に低所得者の方々が数多く
入居できないことと不幸な住まい生活をやって
おられることを考えるときに、私といたしまして
は、やはり低所得者に対する住まいの充當をする
ということが、正しい政策の一環であるという
ようなことから考えまして、私は、この明け渡し
請求の制度を組み込みました制定をいたしました
目標はここにあることを御理解いただきたい、こ
う考えるのであります。

○葉梨委員 もう一つの議論としましては、高
所得者に対しましては継続居住を認めて割り増し
家賃をとつたらいけないか、こういう議論もあ
るわけでございます。これに對しましては、どう
お考えになりますか。

○大津留政府委員 この法案を検討いたします段
階におきまして、先生御指摘のような家賃を高
くすることによって明け渡しにかえることはどう
かという考え方もございまして、十分検討した
わけでございます。しかしながら、現行制度にお
きまして、御承知のように、ある程度収入がふ
えた方からは割り増し家賃をちょうだいしてお
るわけでございます。この割り増し家賃というの
も、公営住宅が低所得者のためというところで家
賃を低く押えておるといふことに對しまして、
収入が上がった方に対してはそれはどの国の援
助は必要ないじゃないかというので割り増しを
おるのでございまして、しかし、これとて一定
の限度がございまして、それだけで将来にわた
って居住を継続されるということが、今日の社
会情勢からいいますと、社会正義といえますが、
公平の観点からいいますと十分であらうかとい
うこと

で、今回のような改正案になったわけでございます。したがって、それじゃ割り増しをもっと高くしたかどうか、二倍も三倍もったかどうかという御意見も、一つの理論としては考えられることかと思えますけれども、実際上、家賃というのは住宅の効用に對する対価という性格を持っておりますので、そう高くとりましても、限度もございまして、したがって、そういう相当の高額所得者に対しては、今回の改正のような措置が最も適当な方法であらうという結論に達したわけでございます。

○葉梨委員 具体的な問題で伺います。明け渡し請求は「政令で定める基準をこえる高額の収入のあるときは」となっておりますが、この入居基準と超過基準というものを御説明願いたい。

○大津留政府委員 入居基準といたしましては、現在、第一種公営住宅につきましては、一定の控除をいたしました残りの月収が四万円以下、第二種につきましては二万四千元以下、こういうふうになっております。この一定のものを控除すると申しますのは、税法で定められた給与所得控除を差し引きまして、さらに、扶養家族があります場合には、家族一人当たり月三千円の割合で控除したもので、こういうわけでございます。

この明け渡し基準につきましては、ただいまのところ考えておりますのは、同じような控除をいたしました残りの月収が、これから入居される方につきましては月十万円、それから現に入居しておる方々につきましては月十四万円の所得をこえる方、こういう基準を考えております。

○葉梨委員 具体的に、今度のこの法律が施行された場合に、高額の収入を得ている者は出ていってほしいという、その高額の収入は幾らでございましょうか。また、その算定の根拠、あるいはまた、物価が変動した場合にそれを固定するのか、物価変動に對して額を上げていくのかどうか、その点をお伺いいたします。

○大津留政府委員 明け渡しを求める基準は、先

ほど申しました、これから公営住宅に入ってくる方々が将来収入が上がった場合におきましては月収十万円、これは年収にいたしますと、標準家族の場合百五十八万八千円になります。それから、現に入居しておる方々につきましては月収十四万円をこえる場合ということで、これも標準世帯の場合、年収に換算いたしますと二百六十八万八千円、こういうふうになります。

○葉梨委員 現在入居しております超過者及び高額収入者の実態はどういうことでございましょうか。それから職業上の特徴と申しますか、どんな職業の方が多いか、そこら辺のことをお伺いいたします。

○大津留政府委員 先ほど申しました基準をこえる所得のある方でございますが、公営住宅入居者のうち、現に入居しておる方の中で年収二百万円をこえる方は、およそ一％でございます。これらの方々の職業でございまして、その大部分、八割以上の方は、会社の役員または会社員あるいは公務員という方々でございます。

○葉梨委員 この公営住宅に入居する方々のうちで、むすこや娘さんあるいは奥さんも働いていて、といううちもあるわけでありまして、ところが、現在は合算すると非常に高額の所得になるけれども、間もなくむすこは独立する、娘は嫁にいくというふうなことで将来減収になる家庭もあるかと思ひます。そこら辺に對しては配慮はどうかあるか、いになるわけでございますか。

○大津留政府委員 この収入の計算でございますが、同居の親族の収入を合算するというたてまえでございますが、いま御指摘のように、同居の家族の中でむすこや娘さんというふうな方はいざ独立されるといふことも考えられますので、配偶者の所得は全額合算いたしますが、それ以外の方の収入は三分の一程度それを控除するという予定にしております。

○葉梨委員 明け渡しの請求を受けた者に対してはどういう配慮があるだろうか。たとえば公団等を御紹介いただけるということもあるかと思ひ

ますが、都市によっては公団住宅がないところがございます。そういう人に対してどういう御配慮がされるだろうか。

それともう一つは、そういうように公営住宅から出ていって間もなく定年になって収入ががた減りするという方に対してはどう考えたいか、いだろうか、どう対処したいだろうかという問題があるわけでございます。

○大津留政府委員 明け渡しを請求いたします方々につきましては、ほかの住宅をあっせんするというたてまえにしております。東京のような場合には公団住宅、公社住宅その他がございますが、地方におきましてはそういう公団住宅等がないという場合もございます。これらの方々につきましては、公庫融資によりまして住宅を建てて賃貸する資金のあっせん、あるいは住宅供給公社の賃貸あるいは分譲住宅をあっせんすることになっております。また、そういう高額の所得者でございまして、病気になるか、あるいは、いまお話しのように職を失って収入がなくなったというふうな特別な事由がございます場合には、請求を延期するという扱いをすることにいたしております。

○葉梨委員 それでは最後に、建てかえの規定についてお伺いしたいと思ひますが、政令で定める規模の団地に対して建てかえをする、その規模はどんな規模でございましょうか。

○大津留政府委員 建てかえの対象となります規模といたしましては〇・一五ヘクタールとする予定でございます。

○葉梨委員 木造の公営住宅がいま全国でどれくらいあるか、また、そのうちで建てかえを必要とする戸数が何戸くらいあるか。

○大津留政府委員 木造の公営住宅全部で四十七万戸ございます。この中で、場所柄その他からいいますと建てかえに適するものが約十五万戸程度でございます。

○葉梨委員 建てかえをされますと中高層になると思いますが、中高層の住宅は公団住宅と大団同

じものができるのでしょうか。間数とか、ふる場の有無とか、そういう点について御説明願ひたいと思ひます。

○大津留政府委員 現在中層または高層の公営住宅を建てておりますが、その規模は、第一種で四十二平方メートル、第二種で三十七平方メートル程度でございます。公団よりやや狭い。間数からいいますと、二DKないし三DK程度になります。

○葉梨委員 さしあたって四十四年度で何戸くらい建設される計画でございましょうか。

○大津留政府委員 来年度におきまして木造の住宅約三千戸を建てかえたいという計画でございまして、必要とときには入居者に一応別の住まいを手当てして移すという規定がございますが、三カ月という期限はちょっと短いんじゃないかという感じもします。引越しの荷づくりをしたり、学校の手続をしたり等、いろいろ個人個人で問題があると思ひますが、三カ月で短くないかどうか。

○大津留政府委員 建てかえの場合には、あらかじめ飯の住まいをつくって提供するか、あるいは他の公営住宅のあいたところを用意いたしましてそして移っていただきますので、三カ月程度の準備期間があれば十分じゃないかというふうな考えで次第でございまして。

○葉梨委員 次の心配は、建てかえをするからというお話で移しまして、さて新しい中高層の公営住宅ができたときに必ず入れるという保証はございましょうか。

○大津留政府委員 必ず入れなければならないという規定にいたしております。

○葉梨委員 あと問題は移転料でございまして、引越しの費用、たとえば東京で公営住宅に入居しておいて、しばらくのいてくれ、それじゃ、私の郷里は青森でございまして、青森の実家に行つておられますという場合に、移転料は持っていただけましようか。

○大津留政府委員 先ほどもお答えいたしました

ように、建てかえに際しましては、仮に移つていただく住宅を提供いたしまして、ここにしばらくお移り願いたいということで提供いたしますので、そこにお移りいただく費用を補償するということが、御本人の希望で、いまお話しのように青森までお移りになる費用までは出しません。

○葉梨委員 青森までは出さないとしても、一定の額は出していただけるんでしょうね。

○大津留政府委員 そういう提供した場所にお移りいただくとして算定した費用だけは差し上げます。

○葉梨委員 最後に伺いたいのは、何といまして、木造の公営住宅から中高層の快適な住まいに移るわけでございますので、家賃が高くなると思いますが、急激に家賃が高くなるといふのは、低所得者に与りましては非常に大きな問題でございまして、それに対して経過措置とか緩和措置をおとりになる考えはございますか。

○大津留政府委員 建てかえによりまして建設される公営住宅に対しましては建設費の補助がございまして、その家賃は、一般の住宅に比べまして相当安くなっております。したがって、新たにお入りになっても、その負担ができないというほどの家賃にはならないと思っておりますけれども、ただ、従来の家賃が非常に安かったという関係で家計に急激な変化を与えるのもどうかというところから、事業主体におきまして一定の期間ある程度の軽減措置をとることが適当な措置である、そういうふうな指導したいと思っております。

○葉梨委員 長い間ありがとうございました。それではこれで質問を終わります。

○始末委員長 建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。渡辺惣蔵君。

○渡辺(惣)委員 私が質問を申し上げますのは、

全国総合開発計画の問題であります。経企庁の特殊な委員会があるもので、国土総合開発法は建設省の関係になっておりますので、特に関連をして両大臣に御答弁願いたいと思っております。

この質問をいたしますのは、実は昭和六十年年度を目途とする全国総合開発計画は、昨年の十月に第一次試案が提出されましたから、これまで第四次までですに出ておるわけでありまして、私は国土開発審議会の委員でありますけれども、その席では政治的な政府の責任を明らかにしてもらふ場所ではないために、しかも質問の時間が十分とれませんので、国策としての政府の責任を明らかにいたしますためには、これはどの重要な問題にたいしてはぜひ国会の場において政府の所信を明らかにしてもらいたい、実はこういう希望を持っておりますので、本日質疑をするわけでありまして。

すでに、全国総合開発計画の問題につきましては、二月七日の予算委員会におきましてわが党の阪上安太郎君から質疑をしておりますが、総理大臣及び菅野大臣は、一月二十七日の政府の施政方針の中に一貫してこの国土開発計画に対する所信を表明されております。同時に、建設大臣も、委員会におきまして特にこの問題に触れておられるわけでありまして、時間がございせんので、ここで結論を先に申し上げて両大臣おそろいの席でまず答弁を願っておきたいと思っております。実はこの計画の第四次案まで出ておりますが、いま三月中旬に最後の第五次案を出す用意をしていらっしゃると思っております。なぜなら、この全国開発計画は事実上四十四年度からスタートすることになるのでありまして、四十四年度から年度内にたぶん最終的な案を審議会にかけて政府に答申をし、閣議決定をされるという展望の上に立っておられると思うのです。そこで、この最終的な段階にきまして、いま第五次案の中心になりますものは、一番最後に残されている第三部の「計画達成のための手段」という項目であります。第一部は総論でありまして、基本的な考え方でありまして、第一部について論議をいたす時間があるまいし、してみても、実はこ

れは読本なのであります。本来は政策でなければならぬはずなのに、詰めていきますと、政策ではなく、全国総合開発計画に対する昭和六十年年度までを展望したいわば読本的なものになってしまふ。しかし、第二部は地方開発、全国七ブロックに対するそれぞれ開発の手段を立てておるのであります。この第一部、第二部に対する全責任を負う実施の計画というものが期待されるのは、第三部の策定であると思うのです。ところが、この第三部というものは、そう言う申しわけありませんが、これは宮崎総合開発局長も非常に御苦労しておられることはよくわかるのですが、経済企画庁は、各省の持ち合いである、それから各省のいろいろな意見の調整をしなければいけぬから、肝心なところ、この重大な全国総合開発計画の実行手段については全部逃げておると言つて差しつかえないと思うのです。だから、審議会あるいは総合部会の中では、第三部を全く削除してしまつたらいいだろうという意見もあるわけですが、しかし削除するわけには恐縮ですが、実行の手段を明らかにしない方策を出したのでは、すでに昭和三十七年の第一次の全国総合開発計画が失敗に終わっている状態から見て、何かやはり実行の手段を明らかにするということで第三部がつけ加えられておる経過があるわけですから、さてそこで、この第三部を執行するにどういうような強力な実行方法があるのか。経済企画庁が中心になつてこれをおやりですけれども、これは各省にまたがっておる。実際は、実施の面になりますとやはり建設省が最大の責任を負わされることになる。あるいは関連して運輸省、農林省、厚生省、自治省その他の関連が出てくると思うのですが、これらの総合的な政府の統一意見をひとつ樹立して、この計画が単なる読本に終わらないで、実施をする責任を負える体制というものがどういうことになるのかという点につきまして所見を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○菅野国務大臣 新全国総合開発計画は、お話のとおり第四次まで試案ができております。これは第五次——私ももっと練るだけ練つて完全なものをつくりたいという考えを実はしておるのであります。いまいよいよ最終案ができておりますと、閣議にかけて閣議決定して、そして国会でまた御審議をお願いすることになるのであります。御審議をお願いする前にもちろん国土総合開発審議会にはかけまして、審議会で御審議を願うということになる順序だと思つております。そこで、せっかく皆さん方の英知を集めて、また貴重な時間をさいつてつくつていただく新全国総合開発計画でありますから、これが単なる作文であればよいたらいいという私の意見です。つくつたものを実行してこそ値打ちがある。また、委員の皆さん方に対しては報いるゆえんである。作文をつくつて喜ぶようなものであればよせというのが私の考え方でありまして、したがって、今度つくる開発計画というものは、つくつたものは各省がこれに従つて計画を立てるということ、そしてつて今後の日本の開発計画はこれによってやつくつていこう、そういう権威のあるものを今度つくらなければならぬということを私は言つておるのであります。それにはやはりできるだけ皆さん方の知恵を集めて、またいろいろ皆さん方の知恵をどんどん持ち込んでもらつて、そして衆知を集めて完全なものにしたいということで、いま漸次試案をつくつて練つておるわけでありまして、でありますから、そういう意味で、いま渡辺さんが御心配になるようなことはないようにしたい。もしそれで実行のできぬようなものであったら、私はもういまでもやめていいと思つておるのです。実行のできるものをつくるという考えでやつておりますから、その点において御協力をお願いしたい、こう思つております。

○渡辺(惣)委員 そういたしますと、第三部のこの開発計画達成のための手段というものについては、第五次案ではこの程度のことよりも前進をする方向が討議されておるのかどうか、提案されるのか、ひとつ明らかにしてもらいたいと思ひま

す。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘のように、第三部は「計画達成のための手段」ということでございまして、ある程度制度的なことが書いてあるわけではございますが、特にこのうち基本問題として四つの課題をあげておりますが、この部分につきましてはもう少し明確にしてはどうかという御意見をいろいろいただいております。私どもとしても、第五次案の段階でできるだけそういう方向でやってみたいと思っております。ただ、御承知のとおり、全国総合開発計画というものの性格論もございまして、具体的な制度をきめるということになれば、このあとに続く政府部内でのいろいろな検討、あるいは地域開発制度調査会議というものを政府の中に持つておきますが、そういったところでの検討というところを経て、具体的に法律なりあるいは制度として確立していきたいというふうな考えでありますが、第五次案におきまして、ただいまのようなことでできまして、突っ込みめることは突っ込んでいきたいと思っております。

○渡辺(徳)委員 この計画を達成されるということになりますと、民間投資を期待されておるようですが、公共投資の推定額、民間投資の推定額はどれぐらいでございますか。

○宮崎(仁)政府委員 今度の計画は、資金計画幾らというようにきめ方をいたさないで、具体的プロジェクトを積み上げて計画の達成をはかっていくというやり方をとっておることは、渡辺先生御承知のとおりであります。この間における公共投資なり民間投資がどの程度になるかという目安がなければこういったプロジェクトの積み上げもできませんので、それを計画のフレームという形で掲げております。第四次試案では二十二ページに書いてございまして、総体の投資額として四百五十ないし五百五十兆円で、そのうち、民間投資といたしましては、民間設備投資二百兆円ないし二百六十兆円、民間住宅投資百兆円ないし百二十兆円、それから政府の固定資本投資は百三十兆円ないし百七十兆円ぐらいに推定をいたしてお

ります。なお、幅がありますのは、御承知のとおり、フレームの作業におきまして上限下限的な二つのケースを考えておまして、幅をもつてこういった金額を考えておるということでございます。

○渡辺(徳)委員 膨大な国家の財政投資を必要とするこの計画をほんとうに責任をもって行なわれるというところになりますと、政府はそれに応ずる体制を整えなければならぬのではないと思つておるが、依然として、これは読本的な存在に終わると思つておる。長官が十分ぐらいいいかおられないものから、長官のおられるうちに両大臣に伺いたいのですが、一体、政府はこれを閣議決定した暁に、これからの全国総合開発の実施をするのにどういう機構、プランでやられようとするのかという点が全くあいまいになっておるわけなんです。そのことは、現実に置かれておられます政府の方針の批判と反省から始めなければならぬことだと思つておる。概括的にいいますと、いまこの国土総合開発計画に関する国の機構は、直接的な点から見ますと、経済企画庁、建設省、北海道開発庁の三つの役所があるわけですが、開発計画に関する中で、特に首都圏整備委員会の委員長を建設大臣が兼務されておられます。それから近畿圏、中部圏もおのおの建設大臣が長官を兼ねられておるという状態です。しかし、調べてみますと、首都圏整備委員会が、この七都県にわたる膨大な地域に首都圏の整備計画を立てて調査、計画をする役所に、実際は職員はたった五十一名しかいないのです。大臣は兼務しておられるのだから、一べんぐらいいのぞかれたかどうか知りませんが、けれども、東京都を含む神奈川その他の広大な地域の整備をする国家機関が、どのくらい精鋭な人を集めたか知らぬが、五十一名で、どこで何をしているのか。これは驚くべき機構だと思つておる。近畿、中部圏に至っては二十人ぐらいいいかおらないのですよ。ところが、そういうような状態の機構ができておるといふことは、私は、政府の国民に対するごまかしだと思つておる。やつてい

るのだぞという言いわけをするためにこういう役所をつくつておる。そして事もあらうに、大臣が兼務されて首都圏整備委員長とか中部圏の長官ということになっておるのです。そして、やつていふのだということ、利用する人は利用するといふ程度にとどまつておるのだと思つておるのです。大体これは欺瞞政策であると思つておる。なくていい官庁であると思つておるのです。なくてはならぬ経済企画庁の中に近畿圏班としてでも中部圏班としてでも設置すればいいのです。その程度の事務能力しかないんですよ。大体この五十一人が首都圏を整備したりする能力なんて何もありません。ところが、肝心の経済企画庁に至りますと、もつとはなはだしいのです。特に企画庁の総合開発局などは、審議会を十三もかかえておるのです。大臣、おわかりだったら、数えてもらいたいのです。十三の審議会をかかえて、一年に一べんも招集しない審議会を十三もつくつて、そうして総合開発局は、審議会の事務を処理するだけで精一ぱいでも何の仕事ができないという状況にあるのです。が、実際上、国民に対して隠れみのにこういう審議会を乱造して、ほとんど役所の仕事は審議会の運営だけにかかっているというふうな状態でありまして、これを整理統合いたしまして何らかの施策を打ち出さない限り、この総合開発計画はだめなんだ、そのことを第三部において明らかにしない限りこれはだめなんだ、これが言いたいところなんです。この点につきまして、これを実施するに足る十分の強力な施策があるのかどうか、これを明らかにしていただきたいと思つておる。

○菅野(国務)大臣 この実施について渡辺先生にいろいろ御心配していただいておりますが、とにかく計画をつくつてこれを實現するについては、しからは組織をどうするかというのを考えるべきだと思つておる。ただ、いまの組織でやれというのは、仰せのとおり無理です。私は、計画をつくつて実施するについてはどういふ組織でいくかということはそのとき検討すべきではないかという考えを持っておりますので、現在の制度自体でいいか悪いかということもそのとき考えるべきだということなんです。これは相当大きな計画ですから、お話しのとおり、遊びごとでやるような計画なら、もう初めからやらぬほうがいいという考え方ですから、実行する計画をやるべきだということでありまして、したがって、実行するについて、いまの制度、人員を再検討してひとつ十分実行のできるような組織でいきたい、こう考えております。

○坪川(国務)大臣 御指摘になりましたこの問題につきましては、ほんとうに重要な問題だと私も感を通じゅうするものでございます。二十世紀に残すのが国土の開発及び建設の基本線をなす重要な問題であります。したがって、いま菅野長官が御答弁になりましたごとく、政府といたしましては、これらの最終的な結論が一つのマスタープランとして出てまいりまして、それそれの関係官庁がその下部においてどうあるべきかということについて統一的に計画を打ち立てなければならぬ一つの重大な作業が出てくると思つておる。その時点におきまして、いま菅野長官が答弁されましたごとく、いまのいわゆる首都圏の問題、あるいは中部圏あるいは近畿圏等の問題もございまして、あるいは北海道の問題もございまして、しかし、この三圏のほうにつきましては、文化、経済、あらゆる面において重要な役割りを果たしている問題であります。とくに、過疎等の問題を考えると、単なるその三地区だけにおいて満たされるような一辺倒の問題ではない。ことに過疎問題等も考えますときに、日本全土にわたるところの計画性と総合的なところの計画がおのずから出てくるということも期待いたしておられますので、その時点に立つて、いま菅野長官がおっしゃったごとく、それぞれ政府としてはこれらの総合対策をどう打ち立てるかという重大な仕事に取り組む覚悟であることを表明申し上げたいと思つておる。

○渡辺(徳)委員 いま両大臣の所信の表明があったのですが、そうしますと、最終案を答申して閣議において決定する段階においては、第三部の方向に基づいて、これを実施に移す場合の、中核部というものの意見を閣議において取りまとめ、実施の責任を負うという体制を示すこととなります。

○菅野国務大臣 第三部の問題についてこれを実現するについてどういふような組織でいくかどうかという問題については、いまのところ、やりやすという御返事はできませんが、しかし、前向きにやらなければならぬと考えておりますから、いよいよこれが最後の閣議決定するときには、そこまで決意をして閣議決定をしなければならぬ、こう考えております。

○渡辺(徳)委員 残念ですが、大臣に迎えが来ておるといので……。

この問題について、国土総合開発計画の実施については、それぞれ各党で具体的に意見が出ています。出ないのは政府だけなんです。それぞれ意見がすでに尽くしているのです。たとえば、自民党の田中委員会、都市問題特別委員会、結論を出して、昨年の五月二十六日に国土総合開発法の全面改定、そして実施機関としては総合開発省あるいは国土開発省をつくるべきだ、あるいは都市計画省、公共事業省——名前は未定の部分もありますが、そういう発想も出しているのです。同時に社会党も、昨年の五月二十九日には、国土総合開発省という機構を、それぞれ内容的な点も考慮いたして出しております。六月の七日には、公明党は、国土省を設置しろと主張しております。民社党も翌六月八日に、国土開発省という方向を打ち出しているわけです。これは参議院選挙の直前だったから出したのですか。野党はそれぞれ政府の方針に対して対決しているのですから、政府の方針では、現に建設省なり経済企画庁なりその他の役所がある。その与党の責任ある人物が——個人でないのです、委員会が、国土開発省という総合官庁をつくって、そして今日の

全国の総合開発計画という機構を一元化しろということと与党の責任者が発表して、党議決定されておるのです。党議で決定されておることが、何で一体政府は決定し切れぬのですか。何でそれが決定できないのか、その方向が、政策が、具体的な問題としてなぜこの機会に取り上げられないのか。ちゃんと基盤ができておるのですから。その点につきまして両大臣はどうお考えになつておるか、閣議の中でそういう統一見解を明らかにするかどうかを明確にしてもらいたいと思います。

○菅野国務大臣 この計画をまずつくって、その上で、これを実施するについては現在の行政機構でいいか悪いかということを検討していくものである、こう考えております。そこで、御承知のとおり、いまの日本の行政機構というものは非常に複雑でありまして、われわれが見ておっても、重複したり何かしているものがあるものでありますから、したがって、この際思い切つて行政機構の改組というようなことも提言している人もおるのではありませんが、私は、この総合開発計画という画でありますから、これだけの大きな計画を実施するについては、やはり相当の組織がなければならぬということを考えておりますから、まず計画をつくって、そしていよいよやるという段になつてその問題については考えていいので、いまから考える、いまから出すということはちょっと早いのではないかと。この計画はどういう計画ができるかというのを待つておるわけであつて、その上でひとつ制度問題は考えるべきではないか、こう考えております。

○坪川国務大臣 御指摘になりましたとおり、各党がそれぞれの立場においてそれぞれの党としての方針を表明されておることも、私も聞いておりますが、総合的な計画の段階の立場あるいはそれを実施する立場の一元化等を含めまして、われわれといたしましては、いま菅野長官のおっしゃったごとく、その時点において、これの実施

その他計画というものを踏まえてこれらの機構の問題については慎重に検討を前向けの姿勢で行ないたい、こういう予定でございます。

○渡辺(徳)委員 そこで、経済企画庁というのは計画官庁ですね。いまの性格では実施官庁ではないわけですね。ところが、経済企画庁の四十四年度の予算を調べてみますと、経済企画庁の予算の中に、実施案にひとしい今年度六十九億円という調整費が入っているんですね。これは前年は六十二億円で、これは調整費だということ、まことにおかしいと思つておるのです。何を調整するのか。各省は各省でそれぞれ予算を取っているのです。建設省にしても農林省にしても、厚生省にしても運輸省にしても、一体この調整費というのは、各省が縄張りをして、当然建設省がやるべきことを建設省がやらない、運輸省がやるべきことを運輸省がやらないで、どこかの役所が予算を持っていながら、各省間の利害関係やセクトのためにやらなところへ調整費を出すということになれば、予算の二重投下になるんですね。そういうことは本来初めから内閣の中で各省が統一されなければならぬのです。実施官庁でない経済企画庁が七十億近い金を握って、子供にあめ玉をくれるにだめるようなやり方をしているということ、これは予算の編成からもおかしくないですか。

○菅野国務大臣 経済企画庁は、いわゆる企画するところでありまして、総合調整をやる場所です。その調整費というのは、これは具体的な例で局長が申し上げたほうがはつきりおわかりだと思つておりますが、これは決して経済企画庁自身が使っている金ではありません。これは、建設省で使ってもらいたいという場合には建設省へ渡す、農林省で使ってもらいたいという場合には農林省へ渡す、それは、各省での仕事をより完全にするために、経済企画庁が調整する資金を持って、必要な資金を各省へ分けるというやり方でありまして、具体的な例を局長から申し上げたらしくおわかりになると思つますが、いまちょっと私はい

例を持っておりません。そういう意味でありますから、決して経済企画庁が実施する金ではありません。

○渡辺(徳)委員 そういうことはわかつていますよ。わかつていますから、建設省がやる仕事なら、初めから建設省でそういうことを予算の中に組んで建設省がなげ実行しないのか。運輸省が実行するのなら、なぜあそこらあめ玉を配るようになるのか。これは予算の組み方がもとと間違いないのです。経済企画庁自身が、実施機関でないのに、何で実施につながる予算を抱いて——それなら初めからもとへ戻せばいいじゃないですか。そういうこと自身、いわゆる各省分利の問題があるのです。たとえば国土開発庁というものができれば、一本でやるはずですね。経済計画、企画だけをする官庁が、実力を持たない、しかし計画は実施してほしい、そこでその問題点のところだけ別ワクにとつて調整をしているということになる。計画と実施の分野が統合的に行なわれなければ効率があがらない、むだが多い。これはたつた一つの例です。だから、理屈をつけられ幾らでもあります。決して、六十九億圓むだ使いをしている、ただ使っているということを書いておるのではないのです。そういうことを申し上げているのではないのです。計画官庁と実施官庁が分裂して、各役所のセクトでやらないから、その調整にこれを使っているんだという今日この行政機構が分裂し、調整がとれていないのかということをお聞きとしておるのです。宮崎局長に答弁されるのと長くなります。二人はいつても部屋の中で議論をされているのですから、きょうは大臣の答弁を要望します。

○菅野国務大臣 その調整する必要がある場合の調整金を経済企画庁は持つておるのであります。運輸省でも出せない、建設省でも出せない、しかし、そこに何か必要なものをつくらなければならぬという場合に、経済企画庁のほうで調整金を出してそれを完全なものに仕上げるという意味

で持つておる。これによって総合調整ができるわけです。各省の仕事をまとめてそうして完全にするという意味でやっておる。これは各省各省でやると、そこに権限の争いや何かいろいろあつてまともにくいから、そこで経済企画庁が総合的な立場から判断をして、こういう道路をつくるという場合にはこへ道路をつくらなければならないという場合にはこへ道路をつくらなければならないというように考えて出すわけなんです。行政の運営を円滑にする意味においてこの資金というものは非常に必要なものと私は考えております。

○渡辺(徳)委員 経済企画庁長官、これは権力を持たない経済企画庁長官の顔立て料みたいなものなんです、実際を言います。各省調整ということ、手みやげを持たないで調整するといつたってぐあいが悪いから、若干の手みやげを持つて、建設省、顔を立ててくれとか、そういう話です。

それじゃ、この問題を打ち切りまして、どうしても両大臣に聞いておきたい問題が一つある。それは、今度総合開発計画は全国を七ブロックに分けられておるのですね。七ブロックに分けたうちで、北海道と首都圏と中部と近畿にはそれぞれの行政機構があるわけですね。ところが、この七ブロックに設定された東北と中・四国と九州地区には、こういうような中部圏とか近畿圏の行政機構のようなものが全然ない。私は、すでにあるものが何らの行政能力を持っていない。そこにおる人はいやな顔をするかもしれないが、実際のところ、圈内の官庁、自治体を指導するような条件を整えることが欠如しておるということがすでに明らかになっておるのに、今度はこの全国総合開発計画が閣議決定になれば、残った東北と中・四国と九州にまた大臣兼任の長官ができた委員長ができたという結果が必ず出てくるのです。ようございませうか。経企長官は首をかしげておりますが、現にそういう動きがあるのですから、おみやげ官庁をまた三つふやす。また、ふやさないと均衡が

とれない。片方があるのにどうしてくれるということになりますよ。もうねらっていますよ。一体これは三つづけるのか、あるいはいままでのこの問題を総合統一するのか。この総合統一をしなれば、あとの三つをつくらなかったら、自民党の代議士さん承知しませんよ。(大臣になりたいたい者ばかりだ)と発言する者あり)大臣になるより、役所をつくらなければ、自分のほうだけ後進地域ということでおこられて、政治力がないじゃないかということになりますから。一体そんなばかかなことを考えているのかどうか。絶対にそういうことはしません、前向きで現存するそういう機構も統一をするということをごで明らかにしていただかないと、さらに質問を継続しなければならなくなる。大臣、その程度のこととはひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

○菅野国務大臣 御心配の点につきましては、私は、とにかく新しい総合開発ですから、全国的にすべてを見たい、こう考えております。一部にあつて一部にないというふうなことではいかぬ。全国的に再検討をしたいと思います。近畿圏、首都圏の問題にしても、全国的に見て地域的な所得の格差もなくするし、地域的な生活の格差もなくして、全国民がみなそれぞれ幸福な生活を送るような案を立てたい、こういう考えをしておりますから、したがって、その案ができれば、そこではいまの近畿圏の問題あるいは広域行政の問題もあわせて研究する必要があると思っております。したがって、いまのところ、別に大臣を設けるとか、そんな考えは全然ありません。この案ができたときには、それによって全国的に見ても最も公平な案をつくるつもりであります。

○渡辺(徳)委員 それでは、質問を建設大臣に続けます。

私は、全国総合開発計画の実質上の担当をするのは建設省が柱である、こう考えます。

(委員長退席、金丸(信)委員長代理着席)

そこで、特にこの問題、全国的に新ネットワークを

つくり、そして交通網の整備を行ない、情報化、スピード化、高度化、高速化をはかるということになりますと、その実施の責任というものはほとんど建設省にかかってくると思うのです。ところが、この総合開発計画の第四次案を大臣はお忙しいからお目通ししないと思いますが、ここで一番問題が関連しますのは、建設省では道路計画と住宅計画というものは不可分の関係で全国的に影響してくると思います。ところが、この第四次総合開発計画の中には、道路計画はほとんど抽象的にしか書いていない。しかし、住宅計画については、道路計画に対してみると、非常にきめこまかく問題提起をしている。たとえば、この第四次試案の四十五ページによれば、「住宅の建設に関する主要計画課題」という一項を設けている。ここでは昭和六十年までの展望をしておりますが、人口が増大する、その結果、世帯数は現在より千四百四十万世帯増加する、また、この増加した世帯の七〇%が都市に集中するということです。そうすると、その結果、昭和六十年には住宅の総需要は千六百五十万戸に達する、そのうち東京、大阪、名古屋は千二百五十万戸から千三百五十万戸を占めるであろう、それからもう一つ、都市計画が進行したり再開が進展したりして建てかえ住宅の需要が千三百五十万戸になるであろう、その結果、総住宅需要は三千五十万戸となる、これらの問題を解決するのに宅地の需要は二十五万ヘクタールに達する、こういうきめこまかい六十年度の試算を試みている。この点につきましては、そのとおりだと思われませんか。

○坪川国務大臣 いまお読みになりました一応の住宅建設の今後の展望につきましても、私も、先ほどの質問にもお答え申し上げましたとおり、長期にわたるところの住宅政策の計画を立案すべきである、しかし、住宅地審議会からの答申あるいはその他の点も十分勘案して、戸数の計画について十分慎重に検討を加えまして、その計画の戸数等にも一つの立案を急ぎたい、こういうふうにして述べたような次第であります。したがって、いま御指摘になりました点は、私は、展望

としては当然の数である、そう考えております。とともに、これに対応するだけの宅地の問題をしからばどうするかという、御承知のとおり、この狭い国土、しかも宅地向けといいますが、宅地としての目標をいいたします宅地環境というものは全国土の五%にしか及ばないような人口と宅地との不均衡、アンバランス、これなどを考えるときに、われわれといたしましては、いゆる宅地の造成ということがいかに必要であるかということ、道路と宅地を含めましての住宅政策というものが非常に重大な問題になると思う。

(金丸(信)委員長代理退席、委員長着席)

したがって、最終的な審議会の結論がどう出るかということに対しては深い期待と関心を持つております。したがって、それらの結論が出ましたことによって、さらにわれわれといたしましては長期にわたるところの建築及び宅地開発構想を新たにひとつ打ち立ててもまいりたい、こう考えております。

○渡辺(徳)委員 そういたしますと、大臣がこの全国総合開発計画に指摘されております昭和六十年における展望が妥当なものだお認めになるとすれば、現在建設省で進行中の住宅年次計画は、この線に沿うて全面的に改定をする必要に迫られてきているかどうか、あるいはその改定をするという必要を感じておるか、それとも、この計画はペーパープランだ、そんな全国総合開発計画に指摘されたからといってペーパープランに依じて政策は変えられない、政策は政策だ、現行のいゆる住宅計画はそのまま進めるのだ、こうおっしゃるか。この閣議決定が行なわれた時点には、これに対応して、これからの五カ年計画あるいは十年計画、十五年計画というものをこの計画に合った施策に再改定するという用意を持っているかどうか、これはこれだ、こちらは従来どおりの行き方をするのだということなのか、その点の計画とマッチした姿勢をひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

○坪川國務大臣 御承知のとおりに、第五次の最終的な答申というものが私はそう遠くないうちに出来てまいると考えております。したがって、その最終的な答申が出来てまいりました時点において、われわれといたしまして、現時点において考へてゐる計画と、また新たにペーパープランとして出てまいった結論とを総合的、並行的にあらゆる角度から検討いたしまして、さきの総合開発の実施の問題にも答えましたとき具体的、最終的な結論を出してまいりたい、こう考えますので、いま直ちにこれがノーとかイエスとか、あるいはこれでよろしいとかというような判断を下すのはまだ時期が早い、こういうような判断をいたしております。

○渡辺(惣)委員 現在ここで判断を下すのは早いということ、現在一つの計画を持てゐるのですから。しかし、閣議がこれを決定した時、それは当然三月中もしくは四月ですね。最後の第三部が決定すれば、もうわずかの間に答申が出るのです。出たら、これは閣議決定なんですからね。そうすると、閣議決定と閣議決定が矛盾しないように——二つの閣議決定が出たのでは政策にならないのです。ペーパープランも、閣議決定になれば政策ということになるのです。そうすると、閣議決定の政策と現実の閣議決定を経過した計画とがマッチしなくなつた時には、いずれかの計画を改定しなければ、政策が矛盾をしようと思ふのです。われわれがこれから住宅政策の論争をするにしても、何を展覧してしつたらいいか。そうすると、総合開発計画の中における住宅政策の一つの展覧が出てきた、その数字は誤りではない、大臣もそういう展覧を認めるということになったら、その展覧を踏まえて計画の改定を必要があるのではないかと。いまこの段階ではなるほど大臣は確信のある答弁はできませんが、これが閣議決定の時には、現在の閣議決定政策に取り上げられてゐる方針と矛盾が出てくるので、その時には、現在の住宅計画を今度はこの総合開発計画に基づいて改定をするという意思と御用意があるのかどう

かということ。○坪川國務大臣 お気持ちにはよくわかります。したがって、われわれといたしまして、出てまいりましたその答申の内容を見まして、そしてわれわれが考へておる案とこれが競合しない、いわゆる統合した、調整された結論という判断のもとにおいて閣議がおのずから決定される問題でありますので、その点においては、閣議決定がされましたならば、当然それは国の大方針として実施することは当然だ、こういうようなことを私は期待しておる次第でございます。

○渡辺(惣)委員 ということになりまして、大臣は、私が質問してゐるところの、これが閣議決定されたら、現行の住宅建設計画をこれに合わすように変へるということの意味するのです。

○坪川國務大臣 私の先ほどから申し上げておりますのは、現行の五カ年計画はもうあと一年でございまして、このままの現行の計画で推し進めてまいらる。これから新たな昭和四十六年度からの住宅建設計画、これをお互いに量の面からも質の面からもひとつ検討を加えて最終的に私はきめてまいりたい、こういうような方針でおりますので、閣議決定になることによつていまの五カ年計画が直ちに變更されるという想像は私はまだいたしておりません。

○渡辺(惣)委員 そうすると、昭和四十六年度からの新計画では、この閣議決定を踏まえてそしてこれとつながる政策を打ち出す、こういう御答弁です。

○坪川國務大臣 それはもう当然そうした方針でいかなければならぬ、私はこう考へております。

○渡辺(惣)委員 そうすると、時間の関係もありますので、もう一つ、具体的な問題を飛ばして質問をいたしましたのです。

お目通しでないかもしれませんが、新全国総合開発計画の第四次の最後の第三部の中に提起されておりますが、この計画を遂行するにあつて、たとえば住宅政策の中になつてまいりますが、幾

つかの問題を指摘してあります。これを要約してみますと、実行の手段としては、社会資本の形成に民間資金の導入をはかる、その民間資金の導入は公共投資の三倍くらいという意見が——ここではそれを具体的に書いていませんが、ほかの資料その他発表の経過の中でそういうわけでおるわけですね。もう一つ、第二点としては、政府と民間の混合方式による、共同出資による新しい事業体を創設する、それから新聞その他の報道では、工業コンビナートに進出する民間企業は、共同で新会社を設立する方式をとる、民間デベロッパーの参加をさせる。こういう幾つかの計画達成、出資に関する財政措置が出てゐるのですが、これらは、

国の直接の責任でない他の手段に訴へて計画達成をしようとするのか、これらの計画を建設大臣は御承知なのか、抱いておられるのか、それを含めて住宅計画等についても今後この問題をそれぞれ取り入れて政策決定をされようとするのか、この点についての所見をひとつ伺いたいと思ひます。

○坪川國務大臣 いま渡辺委員が御指摘になりましたこの問題は、今後のわが国の住宅政策、土地開発等の問題に關連する重要な課題でもあり、また、検討事項でもあると私は考へております。したがって、私といたしましては、あらゆる角度からこれらの方法あるいは具体的な実績といひますか、外国におけるこれらの実績あるいは方針、また、日本におけるこれらのいまの時点に立つての態度、方針といふものはいかにあるべきかということと総合的に大いに検討し、勉強もして、そしてまた世論、また各党の意見等もいろいろと出てくると思ひますので、それらの点を十分踏まえまして最終的な方針を推し進めてまいりたい、私はこう考へております。

○渡辺(惣)委員 前段で申し上げておりますように、どうも全国総合開発計画に対する政府の態度が明らかでないために、これらの総合開発計画といふものは国がその公共投資を先行して進めてい

かなければ実行できないのに、第三部にいつしりすばみになつて、第一部、第二部では大きなふるしきを広げて、いよいよ実行の手段になりますと、役所の公共投資は全然何も具体案を示さず、みな民間投資に期待するといふところへ逃げているのです。これは宮崎総合開発局長の泣きどころであると承知するのでありますが、問題は、そんなたやすいことで作文をつくられてはたいへんだと思ふのです。

そこで問題になりますのは、民間デベロッパーの登場であります。これはどういふことになるのか、私はいま考へておるのですが、いまや住宅産業といふことがいわれてきてゐる。おそろく、この計画が進めば、膨大な国家投資、民間投資を中心にして開発産業という産業形態が出てくるだらうと思ふのです。ということになりますと、この場合どういふ形態で——この計画に乗つてゐるような問題が提起されてくるのではないかと。公共投資はちよつぱりだ。公営住宅なんか、言いわけに出してゐる。一生懸命やっておられますが、大部分の住宅は民間業者でやることになると思へるのです。しかし、その場合における民間業者といふものの性格が実は非常に私は心配になつておるのです。たとえば、ほんの一例として申し上げるのですが、最近の新聞を見ておると、東南アジア、ポストベトナム——すでに、まだパリ会談が終わらぬうちに、もう日本における巨大な独占資本がポストベトナムに目をつけて、戦後のベトナム開発をどういふふうに行うかといふことで問題を提起し、行動に移つてゐるわけですね。これをみますと、国際農業開発会社という会社が二月二十六日にサイゴンに出發してあります。この国際農業開発会社といふのは、いわゆるポストベトナムをねらう経済開発をする会社です。聞きなれないこの会社の実体が何であるかというところ、これは三井物産、三菱商事、石川島播磨、東芝、三菱重工、商船三井、日本工営、これらの各界にまたがる最高の有力会社が、いち早くポストベトナム

ムに目をつけて、ベトナムをめぐる東南アジアの開発に乗り出す、まことに目のつけどころが早いわけだ。これは、このこと自身を、私は国際農業開発会社というものをここで組上に乗せようとしているのではないのです。いかに日本の独占資本が金もうけに目がさといか、そして政府の保護のもとに行動する、こういうことが先行状態としてあらわれてきていると思うのです。そうすると、ディベロッパーの問題も同じ手法が出てくるのではないかと、このことを心配しておりますし、あにはからんや、たいへんな計画が進んでおるようですね。大臣も御存じだと思いますが、けさの毎日新聞をお読みになりましたか。これによると、新しく住宅計画に対する住宅産業が各所でスタートしている。これは明らかに全国総合開発計画における三千万戸住宅が必要だという問題の提起から出てきたことだと思ふのです。これによると、三菱グループは、三菱地所、三菱商事、三菱重工業、これらの十一社が集まって住宅委員会をつくって、今年四月から専門の新社を足させる。それから三井グループは、三井不動産、三井物産、三越、日本信販その他の会社で、同じくこれも住宅新会社をつくる。住友は、十六社を動員して住友ハウス委員会をつくる。松下は、松下電器産業、松下電工、ナショナル住宅建材等の住宅対策本部をつくる。日立は、日立製作所、日立化成その他の関連会社でこれも住宅委員会をつくる。三洋電機が大和ハウス、積水ハウス三社間の提携を強める。住宅に關係のない八幡、富士製鉄、これも一グループ。神戸製鋼所が一グループ。貿易屋の伊藤忠、丸紅飯田、安宅産業、トヨタ自動車まで飛び出している。これは一体どういうことですか。これは全国開発計画で膨大な計画を立てたものだから——総責任を負わしているわけじゃないのです。しかし、こういう計画が出る——自動車産業の昭和四十三年の日本全国の総収入は三兆五千億円だというのしょう。ところが、来年度になると、住宅のほうが計画で四兆五千億円ぐらゐの収益があるという。そう

すると、これからは住宅産業。自動車工業は立ちおくれだ。住宅産業をつくって乗り出す。その住宅産業が、おそろべき日本の独占資本、日本の最高の、いままでも住宅なんか何にも関係もなかったこれらのものが総ぐるみで突っ立つて住宅計画をやる。この全国総合開発における最後の部分における実施計画の中で、ほかのことはばかして、ここにきて九八ページで特に項を設けて「これに民間ディベロッパーの参加を求める方式等大規模開発プロジェクトの内容に適合した」云々。非常に問題が出てくると思うのです。これは日本の総合開発計画に結んで日本のこれらの超大手の全産業が住宅産業に旗揚げし、これが乗り込んで、そして巨大な財力、資本力を背景として、ばらばらに競争を始める。おそらく、これは庶民住宅なんというものでない、利益のあがる、利益率のいい仕事に全面ぶち込んでいくと思うのです。もうかるところはみんなとていつてしまふと思うのです。もうからぬところはやりませんよ。中産階級以下の住宅なんかつくったって間に合いませんから、とてつもない計画をしていくと思うのです。ことに五五ページの指摘によれば、大都市における事務所の需要が指摘されております。全国都市化ですから、そういうことも想定されると思うのです。これによりますと、これは床面積ですが、東京都は約二千三百万平方メートル、事務所の建物が必要であらうという。同じ方式で試算されたものは、大阪市で千百万平方メートル、名古屋で五百六十万平方メートル、札幌で三百三十万平方メートル、仙台で九十万平方メートル、広島で二百二十万平方メートル、福岡では二百二十万平方メートル。膨大な立体的なビルがつけられる。そうすると、これらの問題は、政府の公共投資が先行しない限り、めったやたらに、この日本の独占資本、利潤を求めることに最もいち早いこれらのものが住宅政策になぐり込みをかけるというところだと思ふのです。まさに住宅政策戦国時代ですよ。その誘導しているのは、いま

の総合開発計画へきちつという民間企業を登場させるという位置づけを行なうところの問題が出てきたと思うのです。政府は、こういう無政府的な住宅政策に対するなぐり込み政策を規制して、政府の公共投資による、もしくは半官半民、政府が主導権を握った財政投資をして、規制のとれたきちんとした政策をするのか、それとも、この全国の財界がなぐり込みをやるのを座して見ていいのか、あるいは歓迎しているのか、利権の対象になっていいの。近く建設業法の改正を行なおうとしているという。これはみな土建屋に出てくるですよ。貿易会社や建材、製鉄会社、毛織会社から何もかもみんなが住宅になぐり込みをかける。政府のすき間だらけな、政府の公共投資の足りないところを目にかけてこれらのものがこの総合開発計画を全部食っていくということになる。私が冒頭に申し上げたのは、いわゆる住宅だけがなぜクローズアップしているのだということの疑問を申し上げた。なぜ一体住宅政策だけがこの中で非常に手ほどきが具体的に行なわれたのか。なぜ道路計画については触れてないのか。道路と住宅は一本の建設省の仕事ですよ。しかし、なぜなら、道路は、これは公共投資ですから、業者の介入の余地がないですよ。道路は公共投資です。道路業者なんて、建設する業者はあつても、道路専門——高速道路をつくらだんだん業者へ委任をするでしょう。関西経済連がそういう要求をしているでしょう。この計画が進行したら、あとの経営はおれにまかせろ、そういうものが道路においても出てきますよ。道路においても出てくるが、あまりに住宅計画だけ手法を詳しくしてこれを押し出してきたから、住宅のほうは、公共投資が中心でなくて民間投資が中心だから、こうかじつてきたのですよ。政府は、既存の建設業者、ことに專業にしている大工さんや現実の仕事をしているという中小企業を抑制して許可の拘束をして、そしていままでも建設業者でも何でもなく、とてつもなく巨大なものがのつくりとあらわれて、お株を全部取ってしまうという状況

態です。まさに、これに間に合ふように政府のほうも建設業法の改正をやって門戸開放をして、下を押さえて上のほうを——いずれもこういう計画につながるのではないかと、思うのですが、一体、大臣はこれに対してどういう御見解をとられるか、ひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○坪川国務大臣 私の基本方針を申し述べまして、後ほどまた局長からもお答えいたしたいと考えております。

いま渡辺委員が御指摘になりました今後の住宅政策の展望からくるところのあらゆる問題の御意見、私は非常に重大な厳肅な問題だと思ひます。いわゆる百花繚乱たる住宅花盛りというような気持ちで住宅問題を論議するようなことはできない。私は、国民生活に影響する最も真剣な厳肅な問題が現下の住宅対策であると思ひます。したがって、私は建設大臣に就任いたしました。したがって住宅政策を推し進めてまいりたい、しかも、その対象というものは、あくまでも低所得者の公営住宅というものをウエイトの中に大きく踏まえまして、庶民大衆が求めている現時点における気の毒な住宅の欲求不満からくるところの人間の不幸というものに対して、私はあくまでも厳肅な気持ちになつて、土地問題あるいは税制の問題、あるいは都市再開発の問題あるいは過疎問題、道路問題等すべてを踏まえまして、住宅政策をまじめに真剣に取り上げていくというのが、わが建設省の方針でございます。したがって、これらの第五次案などの結論が出てまいりますと、これらのからあらゆる角度的政策の総合的な答申が出てまいらると思ひます。その時点において、佐藤内閣といたしましては、最終的な計画実施の問題を踏まえて閣議決定をしなければならぬという時点に立ち至ると思ひますので、その時点に立つて、私はいま申し上げました方針を中心に置いてわが国の住宅政策と取り組み、しかもその長期の展望に立つてのあらゆる高度な立場からの住宅政策と

いう意見もやはり総合的に織り込んでいかなければならぬ。こういうような問題を私は最終の目標に置きながら、現時点における問題点としては、庶民大衆の住宅を満たす政策を基本に置くというのは何ら変わっていないことを表明申し上げておきたいと思ひます。

○渡辺(惣)委員 実は質問がさらにあるのでございますが、本会議の振鈴が鳴りましたし、大臣、委員長、同僚委員各位が昼食もなさらずに私に発言の機会を与えていただいたことを感謝いたします。残余の点については後日また機会を得て質問したいと思ひますが、きょうはこれで終わらせていただきます。

○始開委員長 本会議散会後委員会を再会することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後四時十四分開議

○始開委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

公営住宅法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を続けます。島上善五郎君。

○島上委員 私は特に基本的な問題について御質問したいと思ひます。

まず最初に申し上げておきますが、きょうは、本会議終了のあと、余すところ四十五分しかない時間でございまして、全部は終わらぬかもしれないけれども、終わらない場合には、次の冒頭にやらしていただきたいと思ひます。この大問題を四十五分でやれということは無理な話です。それに、きょうは公営住宅法を審議する最初の日ですから、最初から正常な運営を越えた、夜おそくまでやるというようなことはすべきではない、私はそういう信念を持っております。そのかわり、今後ちゃんと正常な運営には協力する、こういう考えですから、そういう前提の上に立つて、私も所用があるし、皆さんもあるであ

しょうから、五時になったらびたつとやめます。

まず基本的な問題ですが、私は、公営住宅法の目的は、憲法二十五条を受けて、国が国の義務を果たすためのものである、こういうふうな考えですが、憲法二十五条と公営住宅法の目的について私の考えが正しいか、そうでないか、まず大臣の考えを承ります。

○坪川国務大臣 島上委員の御指摘になりました憲法二十五条、すなわち、国民は明るい生活を営む権利を有するという規定のことを御指摘になったことと思ひます。

われわれ日本国民は、明るくて、しかもしあわせな生活を営む権利を持つておることは、憲法によつて明記されておることでございます。公営住宅法の目的も、やはりその線に沿ひまして、国民の明るい住生活営むことを保護するという目標においてのものであることは、私は島上委員と感をもとにするところであり、また当然な意見であらうと思ひます。

○島上委員 私の考えと同じであるという御答弁をいただきましたので、これをもう少し少しはつきり申しますと、憲法二十五条は、御承知のように、国民の生存権と国の社会的使命ということをうたつておるわけです。国民の生存権は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」これは国民の権利。国の使命のほうは、第二項に「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」この二十五条を受けてということ、二十五条の二項を受けて、国民に健康で、文化的な生活ができるような住宅を提供するのは国の義務である、その国の義務を、憲法二十五条を受けて公営住宅法の目的に明記しているものである、こう理解するわけですが、これでよろしいわけですね。

○坪川国務大臣 そのとおりでございます。

○島上委員 そういうことになりましたと、公営住宅法に基づいて国民に住宅を提供するというの

は、雨露をしのぐ一時的な住居を難民に提供するのとは全然趣を異にして、健康で文化的な生活のできる安定した住居を国民に提供する、こういうことに当然なと思ひますが、いかがでしょうか。

○坪川国務大臣 国民がよい生活環境の中で安定した生活を営むということは、政治の上において最も大事な政治の方策でもあり、また住宅政策の一環でなければならぬ、こう考えております。住宅が単なる国民の仮住まいというような気持ちの上に立つて公営住宅を建てておるようなことではございません。

○島上委員 御答弁は私もけっこうだと思ひますが、それでは、今日、国がいま御答弁なさつたような国の義務を十分に果たしていらつしやるかどうかというところに問題があると思ひます。私は、十分には果たしてない、はなはだしく不十分である、あるいは怠慢であるといつてもよろしかろうと思ひます。今日の百四万余り建ておる公営住宅がそのごろだんだんよくなつてきていることは認めますけれども、はたして健康で文化的な生活ができるような住宅であるかどうか。私は、いま申しましたように、最近少しづつよくなつてきたことは認めます。認めますが、現在ある百四万余りの大部分の住宅といつてもよろしいと思ひ、はたして健康で文化的な生活を営むに足る住宅であるかどうか。これは御自信があつたら、ひとつはつきりとお答えを願ひたい。

○坪川国務大臣 その御指摘になりましたことは、明るい住宅の規模の内容の問題に入ると思ひますが、御承知のとおり、われわれといたしましては、一般の国民に、ほんとうに環境のよい、質の向上した、また充実した住まいを差し上げたというものは、最終の目標でもあり、またわれわれとしても果たさなければならぬ最大の仕事であらうと考えておりますが、その規模の内容の点については、やはり一度にそれらのものを築き上げていくことはなかなか容易なことではないといふことも、現実の事態を十分認識されてい

る島上委員は御理解もいただけるんじゃないか。一步一步と積み重ねていくことでなければ、一気にすべての国民に、すべてのふしあわせな大衆にこれらの目標のものを差し上げるということがなかなか困難であるという政治のむずかしさ、また、日本の置かれておるすべての事情も御察察いただきたいと思います、こう思ひます。

○島上委員 この公営住宅法は昭和二十六年にできたのです。私は、この法律ができる前のことは言つてないのです。終戦直後の引き揚げ者住宅なんかのそれを言つておるんじゃないのです。このりっぱな公営住宅法ができて、さつき私が指摘し、あなたがはつきり御答弁なさつたように、憲法二十五条にある国の義務を受けて、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を提供するというはつきりとりっぱな目的がうたつてあるのですから、この法律ができた後の住宅——私は、最近ではよくなつてきたと言つて、最近のことはほめていゝんです。しかし、この法律ができた後建てられた百万余りの公営住宅は、決して健康で文化的な生活のできる住宅でないといふことを、私はその現状を強調して政府にとくと考えてもらいたいと思つておるわけなんです。私の言うことがうそだと思つたら、建設大臣、私がひどい都営住宅がばいあるところを御案内しますから……。私はこれが一ぺんにできないこともわかります。わかりますが、これからだんだん指摘しますが、現状は、決してこのりっぱな法律にあるような、健康で文化的な生活のできるような住宅でないといふことを、ひとつよく御認識願ひたいと思ひます。そうでない、またさぞ、健康で文化的な生活ができるような住宅を次から次に建てられるということになつては困るわけですから、そういう意味で私は指摘しているわけなんです。

そこで、健康で文化的な生活ができるという住

宅は、政府としてはどの程度のものを現在お考えなのか。

○大津留政府委員 居住水準ということになるのかと思いますが、この居住水準は、やはり国民の所得水準なり経済的な力の向上に伴ってだんだんと上がってくるのだらうと思います。そこで、当面私も適当な居住水準としてどの程度のものを目ざすべきかということで、実は昨年住宅地審議会に諮問いたしました。適正な居住水準はいかにあるべきかということで御審議を願っておる最中でございますが、その中間的な御報告をちょうだいいたしますと、一戸当たりの面積は、平均いたしまして八十五平方メートルくらいが適当である、こういう報告をちょうだいいたしておりますので、当面の目標といたしましては、その程度のもをを目ざして、目標として進むべきであらう、こういうふうにお考えしております。

○島上委員 そうしますと、当面目標としている八十五平米と、本年度の計画とは、まだかなりの差がありますね。本年度の建設はどの程度の規模のものであるか。私は大体わかってはいますけれども、かなり差がありますね。その点……

○大津留政府委員 四十四年度の計画におきましては、第一種公営住宅の中層耐火建築物におきまして、一戸当たり四十三平方メートル、それから第二種におきまして、同じく中層耐火で約四十平方メートル、三十九・七平方メートルになっております。

○島上委員 政府の当面目標とする住宅規模と、ことしやろうとするものでは、約半分であるというところが、これではつきりいたしました。いま国の経済の水準とか収入とかおっしゃいましたが、もちろん、そういうことも無視はできないと思いますが、御承知のように、日本は鉱工業生産力が世界の第三位からまさに二位になったとか、なろうとしているとかいわれるんですね。それだけ国の経済力が急速に成長しているのです。急速に成長しているのに、これは総理大臣のことはをそのままかりていえば、住宅は著しく立ちおく

れている、これはいま大臣の答弁でもはつきりしている。

そこで、これは大臣も御承知だと思いますが、一九五七年、ドイツのケルンで、世界の主要都市の学者が集まって、各国の政府が、その国民に対して、その収入のいかんにかかわらず保障しなければならぬ住宅の最低基準を協議しました。そこできめたいわゆるケルン基準というものがあります。収入のいかんにかかわらず政府が保障しなければならぬ住宅の最低基準ということですが、これによりますれば、寝食分離、つまり寝るところと食べるところを分離するということが、これが第一、夫婦の寝室の独立、これが第二、それから一定年齢以上に達した子供に対しては、性別で別々の部屋、それから家族共通の部屋——居間で、最小限これだけは必要だ、こう世界の權威ある学者たちがきめております。私もそうだと思いますが、この点に対しては大臣はどのようにお考えですか。

○坪川国務大臣 国民の大事な住まいの問題については、ほんとうにいま御指摘になったような水準を持った、しあわせな、豊かな内容を持った住宅生活を持てる住宅対策を私どもとしては目標に置いており、また、その方向にぜひ持っていきたいというのが、私就任以来の大きな願いでもあるようなわけでございます。したがって、先ほど住宅局長が申し上げましたような審議会の答申等もかんがみまして、一人一個室、一世帯には一つの共同室を設ける、言いかえますならば、四人の世帯で部屋が五つとれるというような、いわゆる八十五平米を一つの基準に置いた内容のある住宅対策を打ち立てていきたいというのを水準として目標に置きながら、新しい五カ年計画の質の問題等におきましてもこれなどをそんたくいたしながら考えてもまいりたい、こういうような目標を置いておるような次第であります。

○島上委員 第二回目の新しい五カ年計画にはそういう質のものを目標にということ、具体的に言えば、昭和四十六年度からはそういう規模のものを建てるということですか。だんだんそれに近づいて、四十三平米から四十五平米になって、四十八平米になって、五十平米になってということなのか。もしそうだとするならば、これは八十五平米になるまでに十年以上かかりますよ。その次の五カ年計画でなくて、その次の計画でもどうかかわからぬということになる。ですから、だんだん少しずつ広げていくのか、第二次五カ年計画はこういう質のものををつくるというお考えなのか。

○坪川国務大臣 さっき申し上げましたとおり、これを一つの段階としての目標に置くわけでございますが、これを新しい五カ年計画の第一段階として直ちに持っていきたいという願いは島上委員と一緒にございまして、現実にはそう許しませんが、その願いのものにおいて段階的にひとつずつ推し進めてまいりたいというふうなことになるだらうということ——御承知のとおり、住宅地審議会の答申も、ことしの七月、八月ごろには出ると思います。それなども勘案いたしまして、来年の予算編成の時点までにはこれらの方針をひとつ打ち立ててまいりたい、私はこう考えております。

○島上委員 どうもたよりない答弁です。これでは、八十五平米の住宅がいつできるか、私には確信をもてつかめない。悪いけれども、はなはだたよりない御答弁です。

質の問題と同時に、とかく質をよくすると量を下げるといふ心配があるのです。というのは、政府は大蔵大臣がしつかりとさいふを握っておって、金の出し惜しみをされるのですから。質をよくして量を下げたのでは何にもならぬ。私たちは、質をよくすると同時に、量をもっともつとふやさなければならぬと思うのです。そういう点でうでしうか。

○坪川国務大臣 欲の深い大臣かもわかりませんが、私といたしましては、量も質も漸次ふやしてまいりたい、こういうような意向を持まして、その一つの過程としまして、午前の委員会でも申

し上げましたように、質の改善等におきましては、四十四年度の公営住宅の設計に際しましては、いわゆる水洗も、電気の線も、あるいはガスのせんも、排水、排気、排湿等も考えた設計でやるように実施したい、こういうような新しい願いの一つの過程として積み重ねていきたいというのが私の考えでございます。

○島上委員 大いに欲を深くしてもらいたいですよ。欲を深くしてもらいたいが、その欲の深い計画を実施するには、政府がもっと金を出さなければだめなんです。時間がなくて法律の内容にきょうはとも入れませんが、今度でも、地方に対する用地費の補助をしないということ、簡単にいえば、政府の金を出し惜しみでしよう。きょうはその内容には入りませんが、その内容の御答弁は要りませんけれども、政府がもっと金を出すことで、私たちが社会党は、政府はすべからず総予算の割ぐらひはこのひとい住宅問題を解決するために当面は出すべきだ、こう考えているのです。これは金の問題です。あなたのことばをかりて言えば、欲が深くて熱意があつて、そしてそれに政府が金の裏づけをすれば、これはできるのです。

そこで質問を進めますが、佐藤総理大臣が、昭和四十一年の五カ年計画の発足のときに、昭和四十五年までに一世帯一住宅を実現する、こう申しました公約は、これはみごとに裏切られていませんか。（これからだよと呼ぶ者あり）これからだとおっしゃいますけれども、この五カ年計画は、数字の上でことし七〇%ちょっとです。四十五年までに一〇〇%はむずかしいと私は思うが、かりに九五%達成しましたと、一世帯一住宅にならぬことは事実だ。あなたの方で認めざるを得ないのだ。一世帯一住宅になりません。これは明白でしよう。したがって、一世帯一住宅と声を大にして選挙の前に公約した佐藤総理の公約は、昭和四十五年を待たずして、から手形に終わるということは、決して私の言い過ぎではないと思うのですが、いかがですか。

○坪川国務大臣 いわゆる目標が何戸であるかということは、もう島上委員御承知のとおり六十七万戸、この第四年度の年次計画の上においては、ある程度——順調とは申しませんが、進捗状況は悪いほうではない。いわゆる公的のものとの私的なものを合わせると八一・五%に相なる。これを含めると、もう残り一八・五%ということになるわけですが、これは民間依存も含めてでございます。御承知の二百七十万戸と四百万戸、これもはつきり最初から公約いたしておる戸数でございます。そうすると、私の決意といたしましては、六百七十万戸という四十五年度の最終目標はぜひとも実現したい、こういう決意でおることだけは御理解願いたいと思います。

○島上委員 だから、六百七十万戸のつじつまは、九五%か九八%か達するかも知れません。しかし、一世帯一住宅ということ、すなわち、住宅難の解消は依然としてできないと思うのです。問題は、戸数何戸建てるかということじゃなくて、佐藤総理大臣の言葉をかりて言えば、ほかの社会開発に比して著しく立ちおくれである、この住宅難を解消できないこと、すなわち一世帯一住宅に達しないことは事実だ、こう私は言っておるのです。数字のつじつまはある程度合うでしょう。これは建設省の住宅局の諸君が苦労してつくった数字です。そのつじつまを合わせようとする御努力は認めます。問題は、一世帯一住宅、住宅難の解消が依然として日暮れて道遠しという状態である。これを私は言っているのです。これは大臣もお認めにならぬわけにいかぬでしょう。

○坪川国務大臣 御指摘になりましたその点は、いま御指摘のとおりでございます。したがって、われわれといたしましてはさらに新たなる五カ年計画を打ち立ててまいりたい、こういうようなことで、ぜひともその最終目標は達成をいたしたい、この決意でございます。

○島上委員 達成をいたしたいというのは、これは念願です。願いです。しかし、達成するには、私は、いままでの政府の住宅政策のようなやり方では、二度目の五カ年計画の最終年度にも達成できないと思うのです。必ず達成できるという御自信がありますか。そうしていままでと相当根本的に違ったこういう計画だという構想でもあったら、ひとつお聞かせを願いたい。

○坪川国務大臣 島上委員も、やはり国民の立場を考へて、ぜひとも達成したいという悲願に燃えられての発言だろうと思います。私が答弁いたしますのも、その悲願に燃えての発言でございます。から、結局私は一致するものだと思っております。

○島上委員 悲願は一致しても、実行する具体的な計画が違つては、悲願は実現されないのです。お互いに政治家ですから、悲願というものは実行しなければ値打ちがないんですよ。どんなりっぱな公約を選挙のときに言つたつて、何とかの公約みたになつてしまつたのではだめなんです。これは実行しなければ、四十五年に一世帯一住宅を建設する計画であつたが、予想よりも人口の都市集中が多かつたし、いろんなことで四十五年には実現できなかったが、四十六年にはできたというなら、そのくらいのことなら私も話はいかれますよ。ところが、私は、二度目の五カ年計画でも一世帯一住宅が実現できないと思う、少なくとも政府のいままでのやり方では、なぜできないか。それは民間自力建設に重点を置いているからなんです。いま住宅に困っているのは勤労者です。これは高度経済成長政策の結果、勤労者の都市集中——佐藤総理大臣は、勤労者だけじゃないと言つたけれども、それは勤労者だけじゃないです。勤労者が都市に集中すれば、じいさん、ばあさんが来たり、あるいは子供が来たりするから、そんな三百代言のへ理屈みたいなことを言つては困る。勤労者が来るに従つて、それに付随して人間が来ます。それから、ひとり者、学卒が東京に来て、これは住宅が必要です。たとえば会社の寮なんかにしても住宅が必要です。その勤労

者が一番住宅不足に悩んでおるのに、いまの低賃金の勤労者に、住宅自力建設、建てるといつたつて、できない相談ですよ。大臣、そうでしょう。勤労者に自力建設をやれといつたつて、できない相談ですよ。この六百七十万戸のうちの六割も民間自力建設に置いて、六百七十万戸でございます。と、上つたの数だけを合わせようとする、そこに問題があるのです。私は、最も住宅に困窮しておる勤労者に住宅を大量に提供すること、すなわち公営住宅を大量に建設するというふうに、住宅政策の重点の置きどころを——民間自力建設はどうでもいいなんて、私はそんな極端なこととは申しません。勤労者に公営住宅を大量に建設するところに重点を置きかねなければ、次の五カ年計画でも、その先にもう一べん五カ年やつても、少し極端なことばで言えば、百年河清を待つようなものだと思ふのです。公営住宅大量建設に置きかねなければ、一世帯一住宅はとうてい早急には実現できない。この考えには、大臣いかがですか。

○坪川国務大臣 午前中の渡辺委員の御質問に對しまして私が答へていたましたあの気持ちをお聞き取りいただいておりますならば、御理解もいただけると思うのでございます。新聞等に出ておる、いわゆる住宅花盛りのようなはなやかな記事を読むにつけても、そうした厳肅な、国民の切なる悲願に對しまして、私どもはもつと真剣に厳肅に考えなければならぬ。それは何であるかというところ、一般大衆の低所得者、勤労者、庶民への公営住宅という問題を真剣に取り上げなければならぬというところは、私、午前中の答弁でも表明いたしました次第でございます。したがって、過般の予算委員会でも答弁いたしましたことを記憶いたしております。あの計画を立てるとき世論の調査を見ますと、いわゆる持ち家に対する世論の要望が四五%、貸し家に対する要望が四五%、その世論の要望等も踏まえましてあの計画を立案したことを考えますときに、いまの建設省がとっております貸し家政策等も踏まえまして、公営住宅などに対しては私はもつと力を入れなければならぬと

いうことで、調整戸数の配分につきましても、あるいは新たな四十四年度の私の責任において編成をいたしました予算配慮にいたしましたとしても、私は公営住宅に主を置いておるということ御理解願いたいと思ひます。

○島上委員 公営住宅に主を置いておりませんよ。四十四年度は、五カ年計画の四年分をやるだけでしょう。この五カ年計画そのものが公営住宅に主を置いてないんですよ。民間自力建設は六割でしょう。これは主を置いてませんよ。だからだめです、あなた、そうおっしゃつても。

それから、世論調査をしたら、マイホーム五五%、こうおっしゃいますが、それは、世論調査をしたら、みんなうちを持ちたいですよ。持ちたいというその熱意が、それこそ悲願が数字に出ますよ。しかし、いま職場に働く勤労者——私は広い意味で申しますが、勤労者がマイホームを建てる力がありますか。勤労者にマイホームを建てる力が高ねの花か、幻想ですよ。これが現実なんです。勤労者は、無理して建てれば建てられないことはないでしょう。勤労者でも、百人に一人くらい建てている人もいますよ。五十年も働いた職場の退職金を全部つぎ込んで、その上に借金をして、その借金の支払いにまたむすことが三十年も苦しむような、そういう建て方なら勤労者でもできますよ。これでは、マイホームが生活に非常に不当にあるいは過当に重い負担をかけることになるのです。私は、住宅費は全生活費の中でそんなに二割も三割もかけるようなことであつてはならないと思うのです。理想的にいえば、家賃は収入の一割程度がちょうど適當ではないかと私は思うのですが、どうでしょう、大臣。

○坪川国務大臣 家賃はおおむね二〇%以下、こういうふうに見ております。

○島上委員 ところが、もう二〇%以下じゃありませんし、現実にはだんだん高くなつてきます。その話は次回にしますが、とにかく、家賃が非常に高くて勤労者の生活を圧迫していることは事実です。

○坪川国務大臣 御指摘になりましたその点は、いま御指摘のとおりでございます。したがって、われわれといたしましてはさらに新たなる五カ年計画を打ち立ててまいりたい、こういうようなことで、ぜひともその最終目標は達成をいたしたい、この決意でございます。

それから、あなたいま指摘しましたが、世論にあらわれた自分の願望を出したマイホームというものと、勤労者がマイホームを建てられる状況であるかないかということとをさい然と区別して政府の施策をひとつ考えてもらわなければならぬ。最も住宅を欲しておる人々は、マイホームなどといってもできない相談だから、政府が——私が前段に憲法を引き出してお伺いしたのは、健康で文化的な生活ができるような住宅を政府が提供する義務がある、そういう前提に立って議論を進めてきているわけです。ですから、住宅に困っている人々に対して幻想を与えることじゃなくて、政府が現実的にそういう人々に公営住宅を大量に建設して提供する、これは政府の義務を果たすゆえんでもあるし、住宅問題解決の近道だと思ふのです。とにかくいまの五カ年計画、来年まではだめです、民間自力建設に重点を置いてるんですから。公営住宅五十二万戸で、六百七十万戸のうち七・七％しか公営住宅を建てないのですから、あなたが幾ら力を入れたと言っても、あなたが大臣をしていらつしやる期間ではとても転換はできないと思ふのです。この五カ年計画に固執している限りはだめなんです。私は、少なくとも次の計画を諮問する際には、この現実をはっきりと見きわめて公営住宅建設を住宅政策の重点にする、こういうお考えでやってももらいたいと思ひます。これは御答弁要りません。

時間がなくなりましたので、もう一点だけ伺っておきますが、住宅困窮者と一口に申しますが、住宅困窮者とは何ぞや、こういうことについて伺いたいのです。来月結婚して世帯を持つから家があるから、そういう人たちの家がほしいということ、これはわかります。これは狭い意味の住宅困窮者というか、住宅必要者というか、ですが、私は、住宅困窮者というのをもっと広く見る必要があると思ふのです。新しく世帯を持つ人や新たに地方から東京に来る人だけではなくて——これは狭い意味ですが、それは現に狭いアパートを借りて、

大阪で悲劇があったように、赤ん坊を押し入れの中に入れて、声が聞こえないようにふとんで死んだら、その座ぶとんで赤ん坊が死したという悲劇がありましたね。ああいう狭小過密の部屋に住んでいるのも住宅困窮者ですよ。それから、不当に高い——いま一畳幾らしますかね、千五百円とか二千円とかいう、こういう不当に高い貸し間を借りている人も、私は住宅困窮者だと思ふんです。それから、一時間半、二時間通勤にかかる、こういう人々は、現に家はあるけれども、一時間半も二時間も通勤にかかるのでは、これは生産性にも影響しますよ。そういう人々のことも考えなければならぬ。これはやはり住宅困窮者のうちだと思ふ。それから、老朽で片寄って危険な、あるいは環境が非常に悪いところに住んでいる、こういう人々もやはり住宅困窮者だというふうに、広い意味で住宅困窮者を考えるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○坪川國務大臣 いま御指摘になった三点、これなどもすべてお気の毒な住宅困窮者だと思ひます。私も、昨年の暮れに、江東、墨田地区の、住宅環境の不良な非常にお気の毒な地区を見てまいりました。また、中京名古屋地区の住宅地区も見てまいり、私の国の福井等も見てまいり、よく知っておりますが、これなどの中にあってまことに気の毒な数多くの方のあることを知っております。また、大臣就任以来参る手紙の多くは住宅問題であることも知っております。そうしたことを考えると、いま御指摘になった点等についてはほんとうに真剣に考えてまいりたい、こう考えております。

○島上委員 それじゃ、突然なのでたぶん資料がないと思ふが——あつたら出してもらつてもいいのですが、ないと思ふので、この次に出してもいいかと思ふのですが、いま私が分類したような住宅困窮者の推定の数字——もしここでわかつたらここで答弁してもらつてもいいし、わからなかつたら、次回にその推定の数字をお出し願ひたい。

○大津留政府委員 次回までに先生のお手元まで

お届けいたします。

○島上委員 それでは一分前ですから、本日はこれで私の質問は終わります。

○始開委員長 次回は、来たる十九日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

建設委員會議録第三号中正誤	
ペシ 段行 誤	訟務部 正
一一 末八	
同第五号中正誤	
ペシ 段行 誤	施設部長 正
一一 末六	
二五 一一三	断続的 継続的
二五 一末七	これ、こそ、
同第六号中正誤	
ペシ 段行 誤	火災 正
一四 三五	
四三 末三	地面 地価

昭和四十四年三月二十四日印刷

昭和四十四年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局